

秦野市ごみ処理基本計画

(平成 29 年度～令和 13 年度)

～循環型社会の実現を目指して～



案

平成 29 年（2017 年）3 月策定

令和 4 年（2022 年）3 月改定

秦野市

は じ め に
～循環型社会の実現を目指して～

(調整中)

秦野市ごみ処理基本計画

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 市の概要	1
第2節 計画改定の趣旨	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 SDGsとの関係	3
第5節 計画の範囲	4
本計画の対象とする廃棄物	4
第6節 計画の目標年次	5
第7節 計画の構成	6
第2章 ごみ処理の現状と課題	7
第1節 ごみ処理の現状	7
1 ごみ排出量の推移	7
2 ごみの組成割合の推移	13
3 ごみ処理費用の推移	14
4 ごみ処理における地球温暖化対策の取組み	15
5 主なごみの減量・資源化施策の状況	15
6 収集及び運搬の状況	26
7 中間処理及び最終処分の状況	27
第2節 これまでの評価とごみ処理の課題	34
1 進捗状況	34
2 評価	37
3 今後の課題	40
第3節 ごみ処理行政の動向	47
1 国及び県の目標	47
2 個別施策	48
第3章 人口とごみ量の将来予測	51
第1節 人口の予測	51
第2節 ごみ量の予測	52

第4章 基本理念及び基本方針	53
第1節 基本理念	53
第2節 基本方針	54
第3節 市民、事業者及び行政の役割	56
第4節 最終目標年度におけるごみ処理体系	58
第5節 最終目標年度における分別収集区分	59
第6節 数値目標	60
第5章 個別施策	62
第1節 方針1に関する施策	66
1 発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)	66
2 再生利用 (Recycle)	67
3 再生材や再生可能資源への切替え (Renewable)	68
4 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進	68
5 新たな3R+Renewableの施策の検討・研究	69
第2節 方針2に関する施策	70
1 1施設での安定的な可燃ごみ処理	70
2 効率的な事業運営	72
3 ごみ処理手数料の見直し	72
4 カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した廃棄物処理	73
5 処理困難物の適正な処理ルート確保及び不適正処理対策	74
6 最終処分先確保	74
第3節 方針3に関する施策	75
1 ポイ捨てや不法投棄の未然防止	75
2 地域美化	75
3 ごみ出しが難しい方の支援	76
第4節 方針4に関する施策	77
1 市民との連携	77
2 自治会との連携	78
3 事業者との連携	78
4 学校・大学等との連携	79
5 国、県、他自治体等の連携	80

第5節 方針5に関する施策	82
情報共有、気づきや学びの場づくり	82
第6節 方針6に関する施策	83
1 新型コロナウイルス対応	83
2 災害対応	83
第6章 計画の実現に向けて	84
第1節 基本計画の進行管理の実施	84
第2節 ごみ処理広域化への対応	84

資料編（調整中）

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 市の概要

市域は、東西約 13.6 キロメートル、南北は約 12.8 キロメートル、面積は 103.76 平方キロメートルで、県内 19 市中 5 位の広さを持つ都市です。東京からは約 60 キロメートル、横浜から約 37 キロメートルの距離にあります。

北方には神奈川県屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。太平洋側の温暖な気候で、冬は乾燥した晴天が多く、夏は高温多湿となっています。

人口は 164,243 人、世帯数は 72,694 世帯（令和 2 年 10 月 1 日現在）で、産業別就業者の割合は、第一次産業が約 2.0%、第二次産業が約 27.7%、第三次産業が約 66.3%となっています（平成 27 年 10 月 1 日現在）。

第 2 節 計画改定の趣旨

廃棄物に係る問題は、全国の自治体が共通に抱える重要課題の一つです。国は循環型社会形成推進基本法をはじめ、ごみの処理やリサイクルに関する様々な法律を施行し、国全体での循環型社会の実現に向け取り組んでいます。

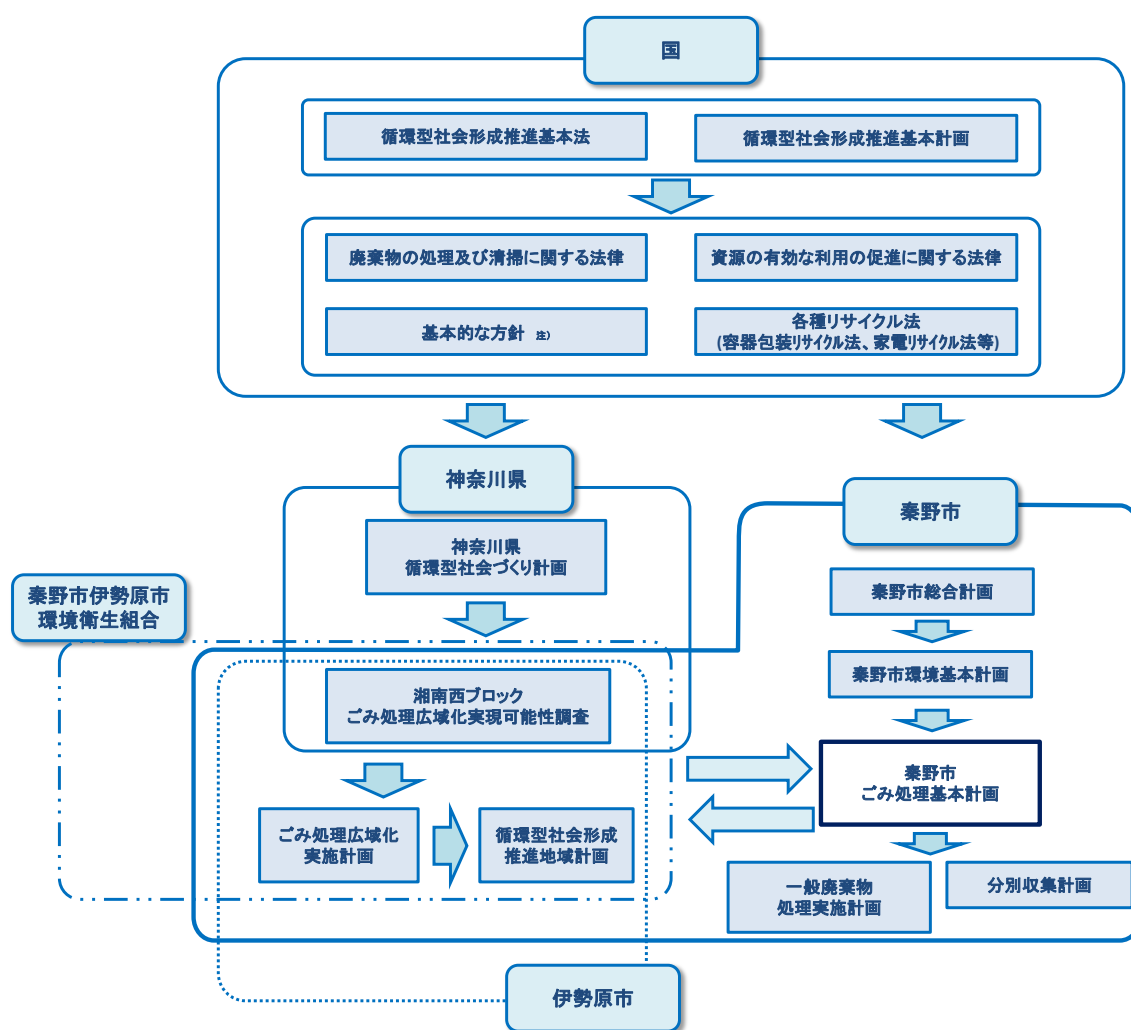
本市では秦野市総合計画（はだの 2030 プラン）において「きれいで快適な生活環境の確保」及び「ごみの減量と資源化の推進」を目指しており、これに合わせ体系的、総合的に一般廃棄物に関する施策を展開する必要があります。具体的には、循環型社会の推進及びはだのクリーンセンターの安定稼働に向け、ごみの発生抑制、再使用の促進、分別の徹底、新たな資源化施策の推進等に取り組めます。

また、本計画の策定から 5 年が経過し、中間目標年度に当たることから、この間に生じた、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立といった社会情勢やごみを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の振り返るとともに、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の計画を改定し、今後のごみ処理行政の方向と施策を示すものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項」の規定に基づき策定するもので、「秦野市総合計画」の詳細計画として位置付けています。

その他、廃棄物処理に係る関連計画の位置付けは、次に示すとおりです。



注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

図 1 本計画の位置付け

第4節 SDGs との関係






平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえてごみ処理を推進します。これにより、世界が目指す持続可能な社会の実現にも貢献するものと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

また、本計画と特に関係性が深いSDGsの取組みは次の5つです。

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 12[持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標 15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組パンフレット」（令和3年9月）をもとに作成

第5節 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市の区域内から発生するすべての一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）及び潜在ごみ（市が把握できないもの）を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「生活排水処理基本計画」を策定しています。

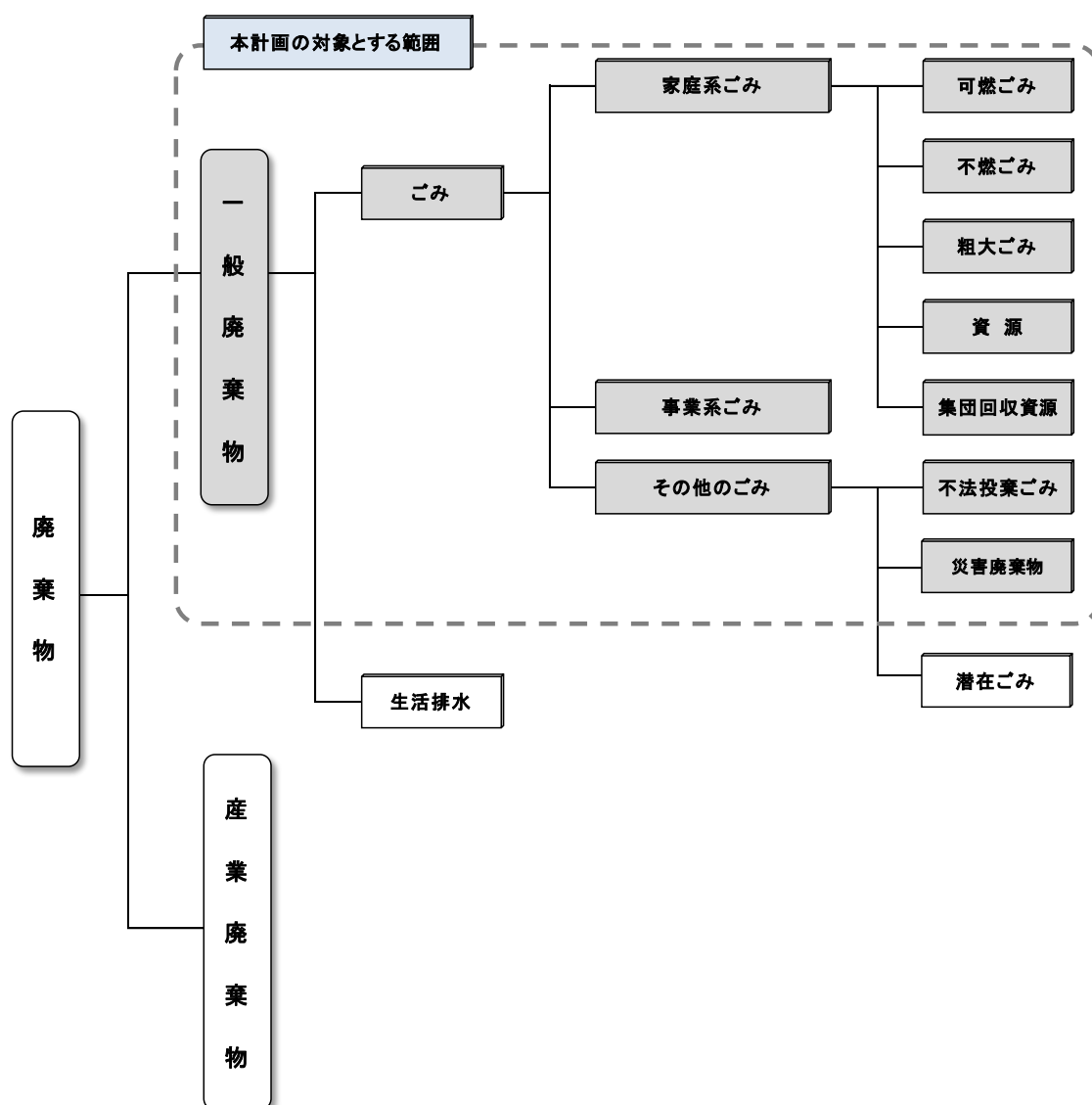


図 2 廃棄物の種類と本計画の対象とする一般廃棄物

第6節 計画の目標年次

本計画は、平成29年度を初年度、令和13年度を最終目標年度とした15年間の計画です。

策定から5年目に当たる令和3年度を迎え、令和4年度から令和13年度までを改定します。これにより、中間目標年度を令和3年度から8年度へ移行します。

	H27	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
秦野市 ごみ処理 基本計画	◎	→					◎	→					◎	→				◎
		計画期間																
	基準年度	計画初年度				見直し年度						中間目標年度 見直し年度					最終目標年度	

図 3 計画期間

第7節 計画の構成

本計画は、第1章から第6章で構成します。

本章に続く第2章ではごみ処理の現状と課題を整理します。また、第3章では人口とごみ量の将来予測、第4章では基本理念及び基本方針、達成すべき数値目標などを掲げ、第5章において体系的、総合的に施策を展開します。さらに、第6章で計画の実現に向けた進行管理の方法や広域化への対応を示します。

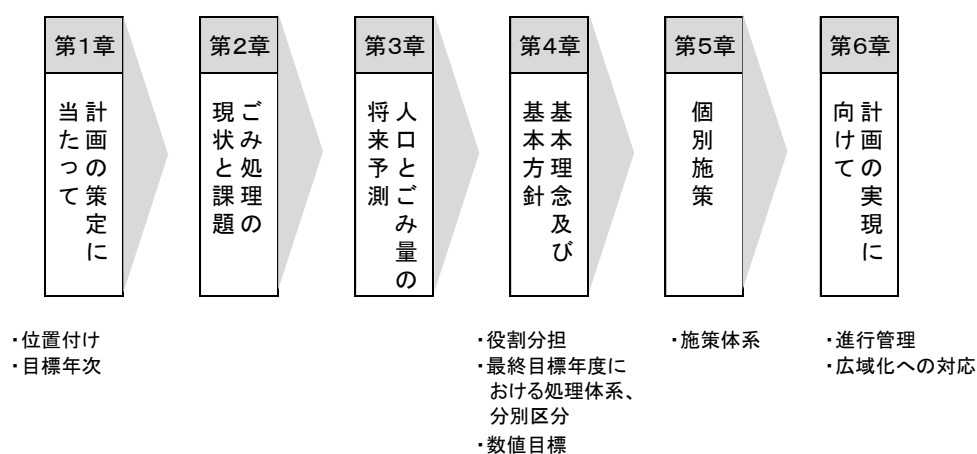


図 4 本計画を構成する各章

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ排出量の推移

(1) 総ごみ排出量

総ごみ排出量は、次のとおりです。

総ごみ排出量とは、計画収集量、自己搬入ごみ、集団資源回収及び事業系ごみの合計を指します。

人口は、平成21年度には17万人を超えたピークを迎え、その後は減少傾向が続いています。総ごみ排出量は、平成25年度以降から減少傾向で推移しています。

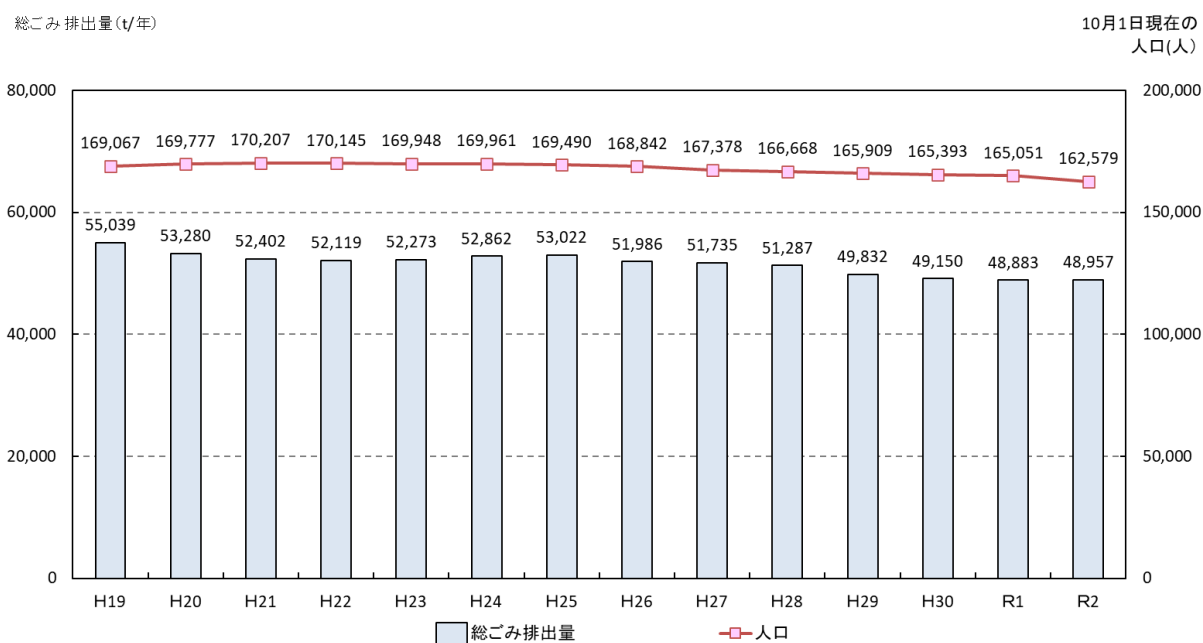


図 5 総ごみ排出量及び人口の推移

(2) 市民一人1日当たりのごみ排出量の推移

市民一人1日当たりのごみ排出量とは、総ごみ排出量を365日及び人口で除して算出したものです。

市民一人1日当たりのごみ排出量は平成25年度以降からおおむね減少傾向で推移しています。

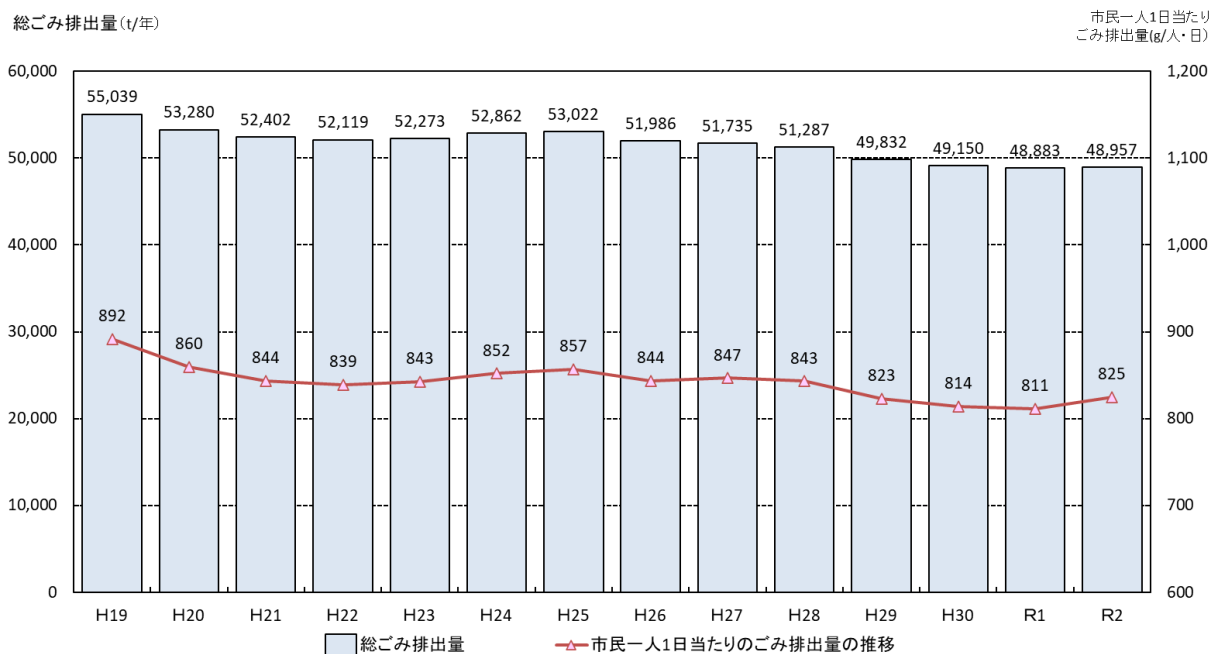


図 6 総ごみ排出量の推移

(3) 家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

家庭系ごみは排出抑制が図られおおむね減少傾向にありますが、事業系ごみは平成24年度以降おおむね横ばいとなっています。

なお、令和2年度は、コロナ禍という状況下にあつて、在宅時間が増えたことや、飲食店の営業形態の変更などにより、ごみと資源の排出量に変化が生じました。可燃ごみについては、自宅の片づけや、テイクアウトの利用が増えるなど、家庭系可燃ごみが一時期増加する一方、時短営業や営業自粛などの影響により事業系のごみが減少したことで、可燃ごみ全体では約3万4,400トンとなり、令和元年度と比べ、約400トン減りました。

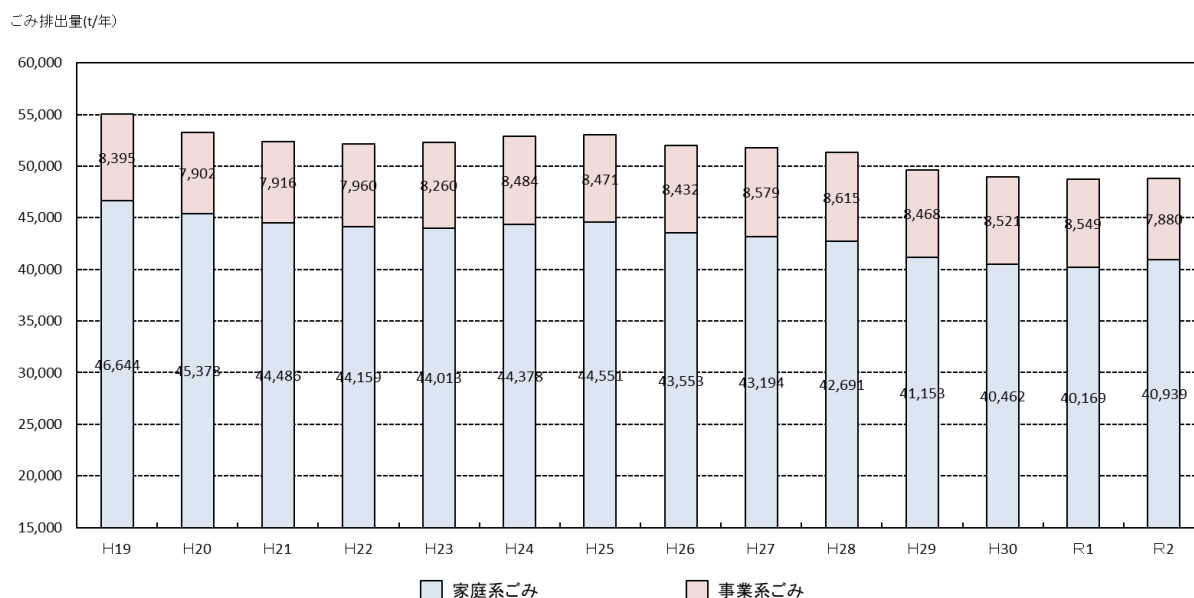


図 7 家庭系ごみ（可燃、不燃、粗大ごみ及び資源）
及び事業系ごみの排出量の推移

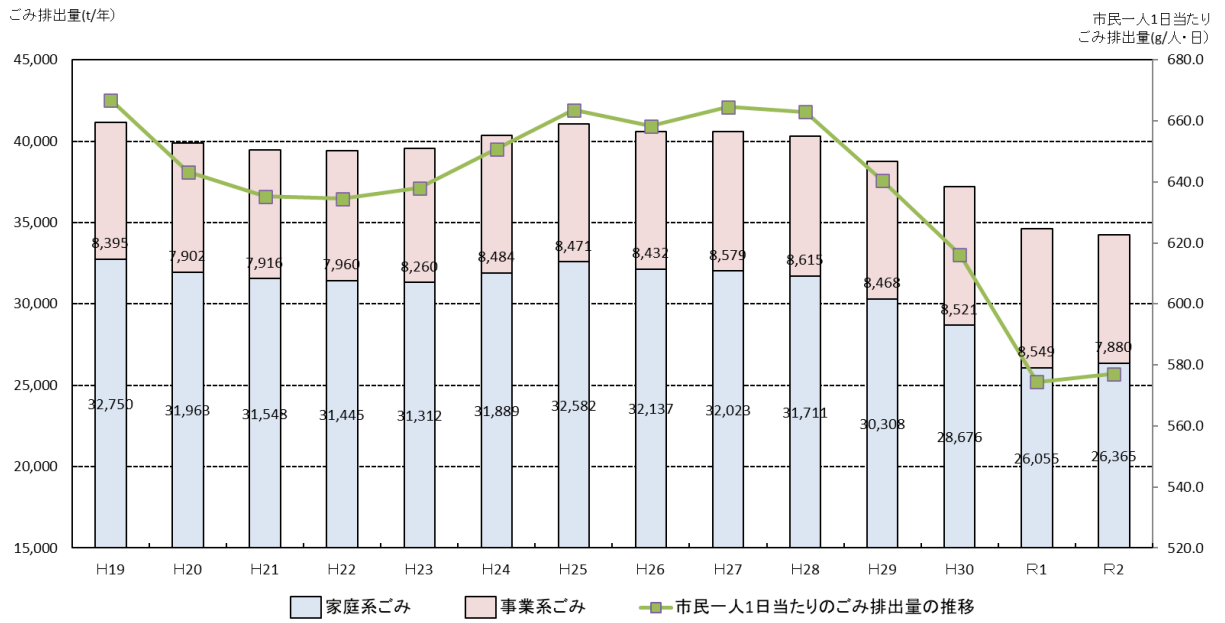


図 8 可燃ごみ排出量の推移

(4) 他都市との比較

本市と人口規模が同程度の都市（人口が10～20万人規模の都市約150都市）のごみ量等の比較を行いました。

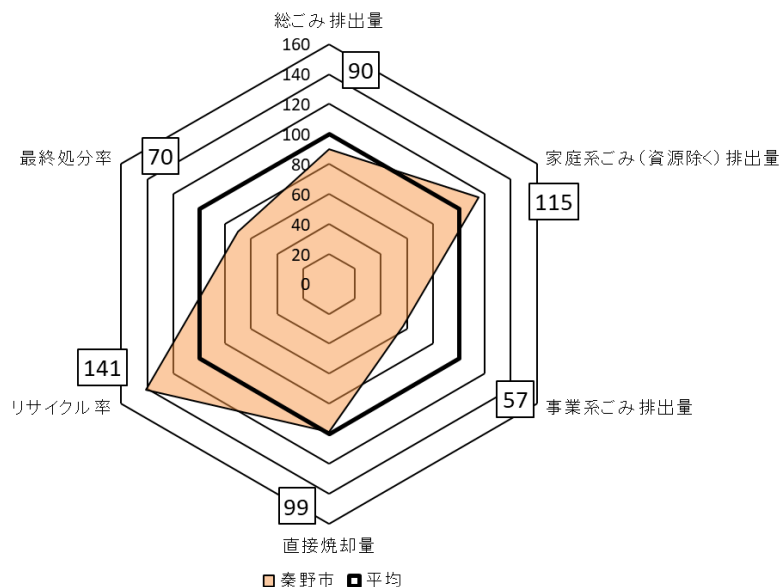


図 9 他都市との比較分析結果

- ※1 同規模都市(人口10～20万人規模の約150都市)の平均値を「100」とする
- ※2 総ごみ排出量、焼却量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみは原単位(g/人・日)を比較
- ※3 データは環境省 一般廃棄物処理実態調査(R1)を使用

- ・ 総ごみ排出量：ごみと資源の総排出量。計画収集量＋自己搬入量＋集団回収量
- ・ 家庭系ごみ（資源除く）排出量：家庭から排出されたごみの量（資源除く）
- ・ 事業系ごみ排出量：事業活動に伴って発生したごみのうち、一般廃棄物の量
- ・ 直接焼却量：資源化されず直接焼却施設へ搬入されるごみの量
- ・ リサイクル率：総ごみ排出量に占める資源化量（中間処理後含む）の割合
- ・ 最終処分量：総ごみ排出量に占める最終処分した量の割合

【グラフの見方】

本市と人口が同規模の都市の平均値を「100」とし、本市の数値（平均から見てどの程度か）は「□」の中に示しています。

例えば、本市の総ごみ排出量（原単位）は、「90」となっています。これは、平均よりも10%程度少ないことを示しています。

【比較結果】

総ごみ排出量原単位や直接焼却量は、他の自治体と同程度のレベルとなっています。一方、リサイクル率は他の自治体よりも高く、事業系ごみ排出量原単位や最終処分率は、他の自治体と比較しても少なくなっていることが分かります。

2 ごみの組成割合の推移

家庭から排出される可燃ごみの組成割合は、次のとおりです。

平成28年度の調査では生ごみなどの厨芥類が最も多く、草木類、紙類が続いていましたが、草木類の分別収集開始後の令和2年度及び3年度の調査においては、厨芥類、紙類、プラスチック類の順となっています。

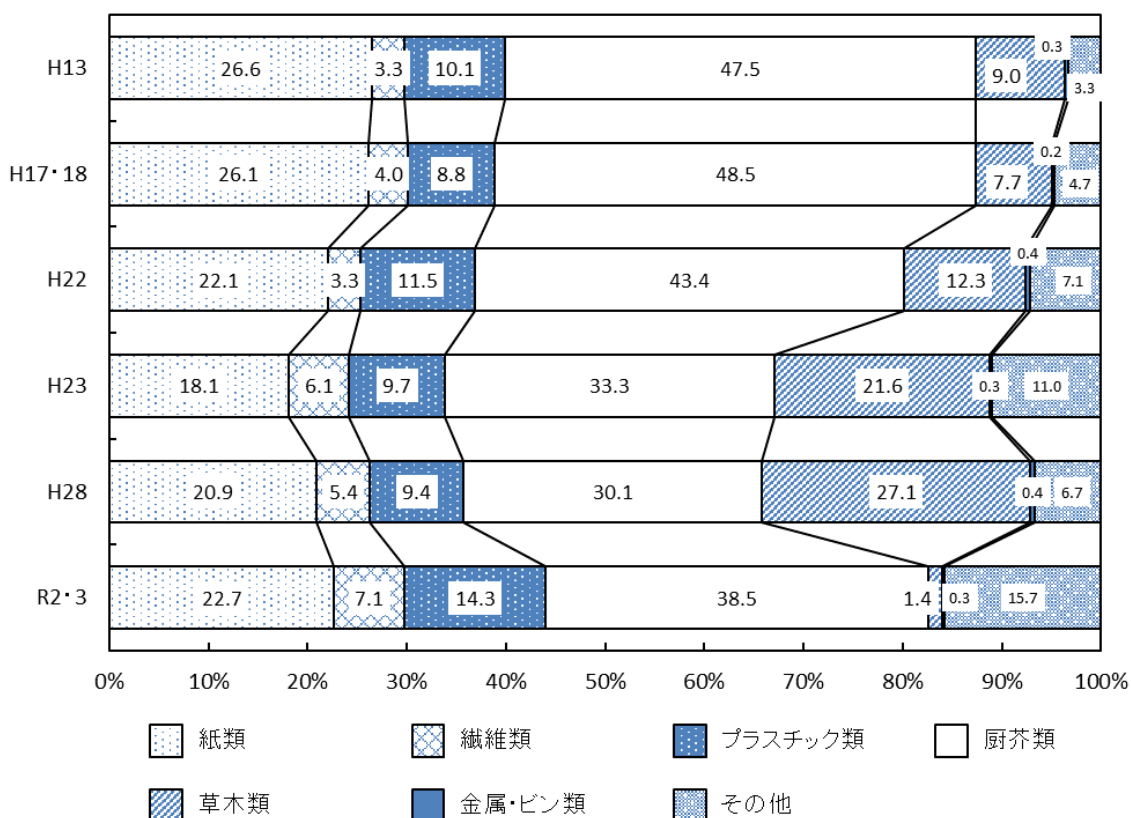


図 10 家庭系可燃ごみ組成割合の推移

3 ごみ処理費用の推移

ごみの処理には、収集運搬経費（ごみ及び資源物を収集運搬する経費）と処理処分経費（ごみの焼却及び資源物の中間処理等に係る経費）で、令和2年度時点では年間約19億5,300万円、市民一人当たり約12,000円がかかっています。近年は収集運搬経費、処理処分経費ともにおおむね増加傾向が続いています。

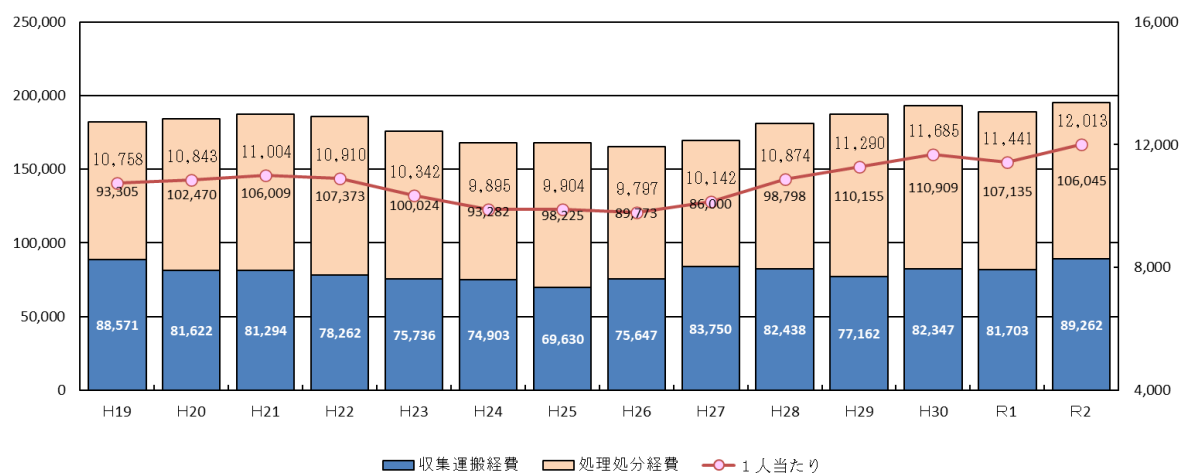


図 1 1 ごみ処理費用の推移

4 ごみ処理における地球温暖化対策の取組み

ごみの収集運搬には温室効果ガスが発生します。そのため、環境への配慮として、収集車両はハイブリッド車などの低公害車を導入しています。

また、ごみを焼却処理する際にも、温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。はだのクリーンセンターでは、公害防止を徹底するとともに、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収して発電することで、カーボンニュートラルを図っています。

近年、本市の総ごみ排出量や可燃ごみ排出量の減量を図っており、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量の削減に寄与しています。

さらに、ごみと資源の分別収集、資源の再生利用により、新たな天然資源の使用を抑制し、環境への負荷の低減を図っています。

5 主なごみの減量・資源化施策の状況

ごみの減量及び資源化を推進するため、さまざまな施策を展開しています。

(1) 8分別24品目の分別収集

ごみの減量と資源の有効活用を図るため、平成11年度から6分別19品目の分別収集を開始し、平成19年度から剪定枝、平成23年度から廃食用油の分別収集、そして、平成25年度から小型家電の拠点回収を開始しています。さらに、平成30年度に草類の分別収集を市内3地区で開始し、平成31年4月からは市内全域に拡大するとともに、剪定枝の収集と統合して草木類とし、効率的な収集に努めています。

表 1 ごみと資源の分別区分（令和3年3月時点）

分別区分		品 目
1	可燃ごみ	① 可燃ごみ （生ごみ、資源物にならない紙や布、容器包装以外のプラスチック製品など）
2	不燃ごみ	② 不燃ごみ
3	粗大ごみ	③ 粗大ごみ （1辺の長さが50センチメートル以上かつ2メートル以下、重さが100キログラム以下の家具、家電など）
4	容器包装プラスチック・ペットボトル	④ 容器包装プラスチック ⑤ ペットボトル
5	資源物	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙 ⑪ 衣類・布類 ⑫ カン ⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他 ⑯ 廃食用油
	古紙類	
	衣類・布類	
	カン	
	ビン	
6	蛍光灯など	⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター
7	小型家電	㉓ 小型家電
8	草木類	㉔ 草木類

(2) さまざまな啓発活動の展開

ア 廃棄物減量等推進活動説明会

自治会を対象とした廃棄物減量等推進活動の説明会をおおむね年1回開催し、ごみ処理の現状、ごみの分別等に関する情報提供や意見交換を行っています。

イ 各種団体への出前講座

自治会、秦野市民生委員・児童委員協議会、秦野市農業協同組合、子ども園保護者等の各種団体からの依頼により、ごみの減量・資源化や収集場所の適正な利用についての出前講座（出張説明会）を実施しています。

表 2 出前講座の実績

年度	開催数／のべ人数
H28	9回
H29	24回／599人
H30	30回／999人
R1	18回／738人
R2	7回／232人

ウ 分別ルール周知

市民に対し、ごみと資源の分別徹底を促すため、分別ガイド及び分別カレンダーを作成し、全戸配布しています。さらに転入者に対しては転入届の手続きを行う際、担当窓口で配付しています。

また、ホームページ、5か国語に対応したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」、市公式LINEアカウントによりごみと資源の分け方・出し方を周知しています。

エ ごみ減量通信・広報特集号の発行及び啓発パネルの展示

ごみに関するさまざまな情報提供を行う「ごみ減量通信」を年1回発行し、自治会加入世帯へ全戸配布するとともに、ホームページにおいて公開しています。

また、広報はだの特集号を年1回発行しています。

さらに、平成30年度から、可燃ごみ減量の目標及びその達成状況、

減量施策を紹介する啓発パネルを作成し、公民館など公共施設に掲示するとともに、毎年度更新しています。



啓発パネル（左から平成 30、令和元、2、3 年度）

オ イベントにおける啓発活動

丹沢まつりや商工まつりなどのイベントにおいて、ごみの減量、生ごみ処理機の普及やレジ袋削減を呼びかける啓発活動を実施しています。

表 3 イベント等における啓発活動（令和元年度実績）

No.	イベント名	内 容
1	丹沢まつり※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発パネルの展示 ・ 生ごみ処理機（電動式、非電動式及びディスプレイ）の展示、購入費補助制度の紹介 ・ 堆肥化物、エコバッグ及び水切りネットの配布 ・ 分別クイズ ※印のイベントでは会場内における分別指導を実施
2	商工まつり	
3	たばこ祭※	
4	北地区福祉ふれあいまつり	
5	西地区ふれあいまつり	
6	つるまき市民ふれあいまつり	
7	大根ふれあいまつり	
8	市民の日	
9	実朝まつり	

※上記のほか、リユース促進事業「リユース！もったいないDay！」（令和元年度は4回開催）においても啓発活動を実施。



イベントにおける啓発活動

カ はだのエコスクール、ごみの話

ごみと資源に対する子どもの関心を高めるため、学校等における環境学習支援事業「はだのエコスクール」の中で、キャラクター等を活用し、分別によりごみが減ることを分かりやすく伝えています。

また、日々の生活から出るごみや資源の行方と環境への関心を高めるため、小学校4年生を対象に「ごみの話」や収集車を使った体験学習を行っています。

表 4 ごみの話実施実績

年度	実施学校数	対象児童数
H28	市内 10 小学校	児童数 1,057 人
H29	市内 11 小学校	児童数 1,146 人
H30	市内 6 小学校	児童数 559 人
R1	市内 5 小学校	児童数 380 人
R2	市内 2 小学校	児童数 131 人



写真

ごみの話

表 5 はだのエコスクール実施実績

年度	実施学校数	対象児童数
H28	市内 17 小学校	児童数 1,376 人
H29	市内 17 小学校	児童数 1,108 人
H30	市内 22 小学校	児童数 1,300 人
R1	市内 26 小学校	児童数 1,252 人
R2	市内 11 小学校	児童数 387 人



写真

はだのエコスクール

キ リユース促進事業「リユース！もったいないD a y！」

市民のごみの減量やリユースへの関心を高めるため、家庭から排出される粗大ごみのうち、まだ使用可能な家具類を低価格で販売するイベント「リユース！もったいないD a y！」を平成29年度から開催しています。

また、会場では、市民から持ち寄られた未使用のえんぴつ・食器などを無償配布するとともに、食品ロス削減に向けてフードドライブを実施し、持ち寄られた食品を秦野市社会福祉協議会やみんなの食堂へ引き渡しています。

表 6 開催実績

年度	回数	リユース品 販売点数
H29	1	135 点
H30	3	689 点
R1	4	1,091 点
R2	2	381 点



令和2年11月 リユース！もったいないDay！

(3) ストックハウスによる資源の拠点回収

収集日の回収に加え、資源を出しやすくするため、環境資源センター、公民館（一部除く）、本町・大根地区等市内14か所にストックハウスを設け、拠点での回収を行っています。

表 7 資源物のストックハウス

名称・所在地		利用可能日時	持ち込める品目
環境資源センター		12月29日から1月3日を 除く毎日午前8時30分から 午後5時まで	容器包装プラスチック、 ペットボトル、古紙類、 衣類・布類 ※環境資源センターのみビ ン、カン、蛍光灯なども持ち 込み可
本町地区			
大根地区			
鶴巻地区			
南地区			
西地区			
公民館	東、渋沢、堀川、 北、上	12月29日から1月3日を 除く開館日の午前8時30分 から午後5時まで	同上
	南、南が丘		容器包装プラスチック
	大根		容器包装プラスチック、ペット ボトル



環境資源センターのストックハウス

(4) 集団資源回収

資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があります。

そのため、広報紙やごみ減量通信等により市民に集団資源回収への参加を促すとともに、PTA、自治会、子ども会などの団体に対して、回収した資源の種類や量に応じて奨励金を交付しています。

表 8 集団資源回収の実績

年度	登録団体数	回収量
H28	79 団体	約 733t
H29	75 団体	約 685t
H30	73 団体	約 583t
R1	76 団体	約 482t
R2	67 団体	約 363t

(5) 生ごみ処理機購入費補助金交付制度

家庭ごみの約40%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の一部を補助しています。

平成26年度からは、コンポスト等の非電動式、さらに、平成27年度からは、ディスポーザーの設置についても補助対象を拡大し、家庭から出る生ごみの減量を促進しています。

また、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に向けて、令和元年度に補助率を2分の1から4分の3へ、上限額も4万円から5万円へ引き上げ、さらなる普及促進を図っています。

表 9 生ごみ処理機購入費補助内容一覧

種類	補助内容
電動式	購入費の3/4(上限5万円)
非電動式	購入費の3/4(上限5万円)
ディスポーザー	購入費の3/4(上限5万円) 及び設置工事費の3/4(上限2万円)

表 10 生ごみ処理機購入費補助台数

	H28	H29	H30	R1	R2
補助台数	49	73	81	122	115
電動	35	34	46	60	67
非電動	6	35	31	53	23
ディスポーザー	8	4	4	9	25



電動式生ごみ処理機



非電動式生ごみ処理機



ディスポーザー

(6) 事業所への訪問調査

令和2年度及び3年度にかけて、市内全事業所（約3,200社）への訪問調査を進めています。

調査を通じて、事業所ごとのごみの処理状況を把握するとともに、分別や資源化の提案を行っています。

(7) 優良事業所等認定制度・ごみ減量協力店登録制度

令和3年3月に秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度を創設しました。

ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業所を認定し、取組状況等を広く周知しています。

また、秦野市ごみ減量協力店登録制度により、ごみ減量に取り組むすべての事業者を対象にステッカーを配布しています。



認定看板交付式（令和3年6月）

認定看板、協力店ステッカーの
写真

認定看板、協力店ステッカー

表 1 1 優良事業所等認定制度の認定状況

	優良事業所	優良収集運搬許可業者
R3	6事業所	2許可業者

表 1 2 ごみ減量協力店登録制度の登録状況

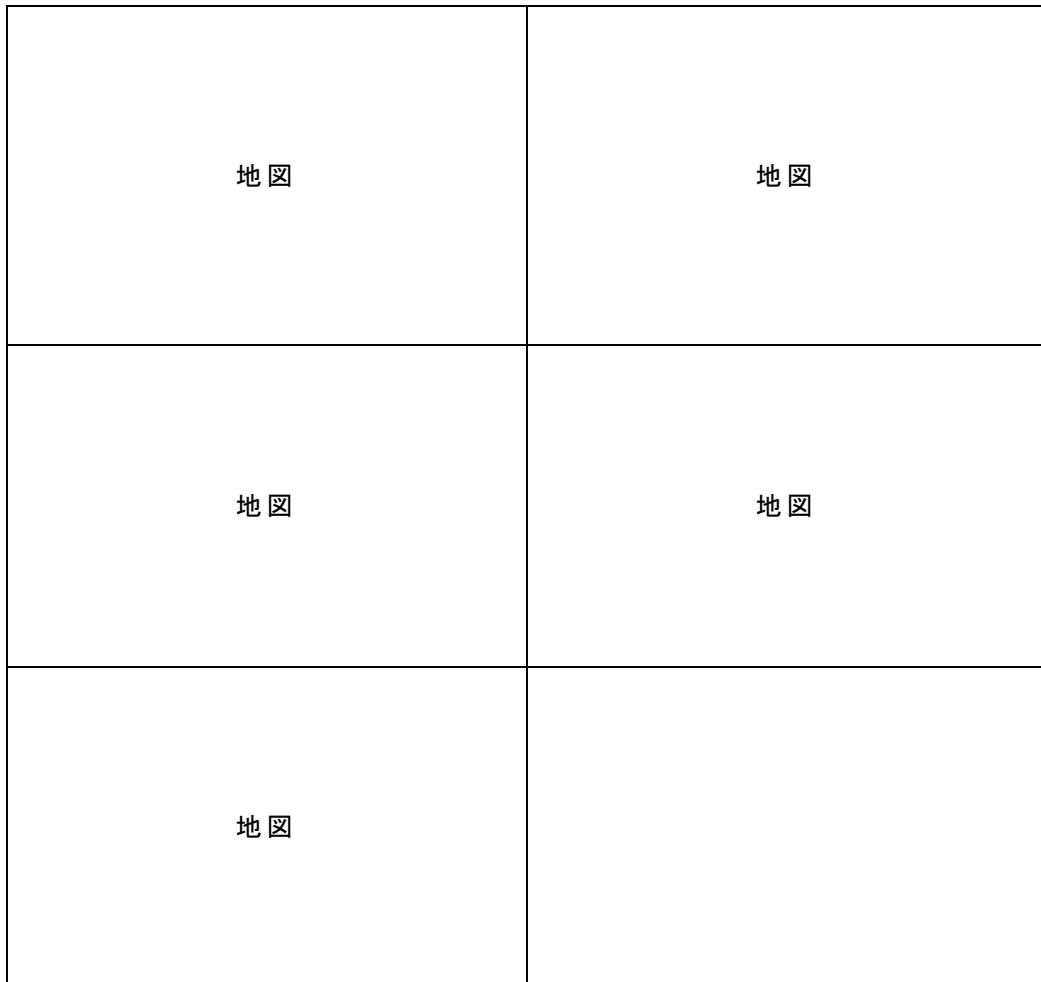
	登録店
R3	1店

(8) 環境美化指導員による定期的な巡回

環境美化指導員により環境美化重点地区等のパトロールを行っています。

特に市内4駅の駅前について、令和2年度に実施したWebアンケートにおいて「とても思う」「思う」「思わない」「全く思わない」「駅を利用しないので分からない」の5つの選択肢を用いて「ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思いますか」と尋ねたところ、「とても思う」「思う」との回答が63.5%となっています。

図〇 環境美化重点地区



6 収集及び運搬の状況

市内のごみ収集場所は、令和2年度末で4,158箇所あり、自治会等が日常管理しています。ごみ収集場所に出されたごみや資源物は、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び民間の中間処理施設に搬入しています。

また、可燃ごみを収集する車両（直営）は、ハイブリッド車などの環境負荷の少ない低公害車を導入しています。

表 1 3 収集区分

分別区分		品目	収集日	収集業務を行う者
1 可燃ごみ		① 可燃ごみ	週2回	直営・委託
			自己搬入	—
2 不燃ごみ		② 不燃ごみ	月1回	委託
			自己搬入	—
3 粗大ごみ		③ 粗大ごみ	予約制月2回	委託
			自己搬入	—
4 容器包装プラスチック・ペットボトル		④ 容器包装プラスチック	隔週水曜	直営・委託
		⑤ ペットボトル		
5 資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙	月2回	委託
	衣類・布類	⑪ 衣類・布類		
	カン	⑫ カン		
	ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他		
	廃食用油	⑯ 廃食用油		
6 蛍光灯など		⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター	月1回	委託
7 小型家電		㉓ 小型家電	拠点回収のみ	—
8 草木類		㉔ 草木類	週1回	直営・委託

※「容器包装プラスチック・ペットボトル」「資源物」「蛍光灯など」について資源物ストックハウスにおいて拠点回収を実施（回収品目は各ストックハウスにより異なる）

(1) 夜間戸別収集

まちの美観を保つとともに、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上及び防犯パトロールなどを目的として、平成19年度から東海大学前駅南口の南矢名一丁目、平成26年度から秦野駅北口の本町一丁目及びその沿道で、可燃ごみの夜間戸別収集を行っています。

(2) ほほえみ収集

ごみや資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、登録制による戸別収集を行っています。

表 1 4 ほほえみ収集利用登録世帯の実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2
登録世帯数 () 内は新規	130 (38)	128 (35)	141 (40)	140 (37)	145 (45)

7 中間処理及び最終処分の状況

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及び最終処分

可燃ごみは、秦野市伊勢原市環境衛生組合の運営するはだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90t/日焼却施設において焼却しています。焼却の際に発生した熱を回収し、施設内の給湯や最大3,820kW/hの発電に利用しています。発電した電力は、施設内すべての電気を賄い、余った電気は電力会社に売電しています。さらに、余熱エネルギーを有効活用し、隣接地にある本市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ温水の熱源として供給しています。

また、焼却により発生した灰は、栗原一般廃棄物最終処分場に埋立処分するほか、圏外の民間施設で資源化及び埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎のうえ選別、可燃性のものは焼却し、鉄などの資源は回収、不燃物残渣については民間施設で再資源化及び埋立処分しています。

表 15 焼却施設の状況

区分	はだのクリーンセンター	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設
処理能力	200t/日(100t/日×2基)	90t/日
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	8,140m ³	870m ³
建設年月	平成22年2月 ～平成25年1月	昭和58年2月 ～昭和60年10月
備考	ごみ発電 (定格3,820kW)	平成12年度に ダイオキシン類削減 対策工事を実施

表 16 不燃・粗大ごみ処理施設の状況

設備区分	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設		
	圧縮 手選別	破碎	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和46年7月～ 昭和47年1月	昭和54年6月～ 昭和54年12月	昭和62年6月～ 昭和63年3月
備考	油圧プレス式 コンベア選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

表 17 栗原一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容	
敷地面積	24,370.69m ²	
埋立面積・容量	(一期分)	4,700m ² 25,500m ³
	(二期分)	12,060m ² 107,000m ³
	(変更届出分)	0m ² 42,500m ³
	(全体計画)	16,760m ² 175,000m ³
埋立開始	平成5年5月	
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式	

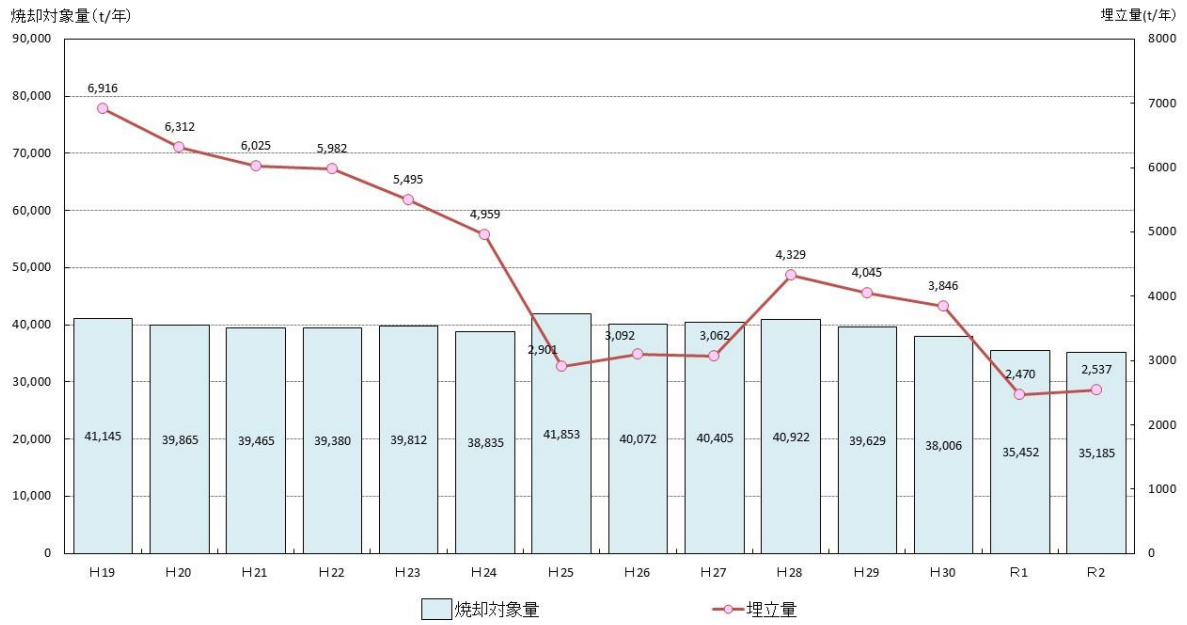


図 1 2 焼却対象量及び埋立量の推移

(2) 資源の中間処理、再生利用等

資源の中間処理を表 18 のとおり実施しています。

なお、中間処理後、国の指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡した容器包装プラスチックは倉庫などで使われるパレット、ペットボトルはペットボトルやフィルムなど、ビンはビンやガラス短繊維に再生利用されています。また、委託業者へ売り払った古紙類は紙の原料、カンは鉄原料・アルミ原料、衣類・布類は古着として再使用されるほかウエス等に再生利用されています。草木類や木質系粗大ごみは中間処理業者へ譲渡し、製紙工場のボイラー燃料等に再生利用されています。

また、蛍光灯等は、秦野市伊勢原市環境衛生組合において水銀や鉄などの資源を回収し、廃食用油、小型家電及び粗大ごみのうち布団・毛布については、中間処理することなくリサイクル業者へ売り払っています。その後、毛布は再使用され、廃食用油は家畜の飼料、工業製品の原料などへ、小型家電は有用金属を選別、精錬し、原材料へ、布団は詰め物を取り出して繊維として再生利用されています。(以上、令和 3 年 1 0 月時点)

表 18 資源の中間処理

品 目	中間処理を行う者	処理方法	処理後の扱い
容器包装プラスチック	委託業者	破袋、選別、 圧縮・梱包	国の指定法人を通じ、再 商品化事業者へ 引渡し
ペットボトル	委託業者	破袋、選別、 圧縮・梱包	
ビン	委託業者	選別	
カン	委託業者	選別、圧縮・梱包	委託業者へ売払い
古紙類	委託業者	選別、圧縮・梱包	
衣類・布類	委託業者	破袋、選別	
蛍光灯	組合	破袋、梱包	再資源化事業者へ 売払い
乾電池	組合	破袋、梱包	
リチウムコイン電池	組合	破袋、梱包	
使用済みスプレー缶	組合	破袋、ガス抜き、 破碎、選別	
水銀式の体温計・血圧計	組合	破袋、梱包	
使用済み使い捨てライター	組合	破袋、破碎、選別	
草木類	委託業者	破袋、破碎	委託業者へ譲渡
木質系粗大ごみ			

資源の処理量は、平成29年度までは減少傾向にありましたが、同年10月に古紙類の品目の追加及び出し方の簡素化、令和元年度から市内全域での草木類の分別収集を開始したこと、市民による分別の徹底などから、平成30年度以降増加傾向です。

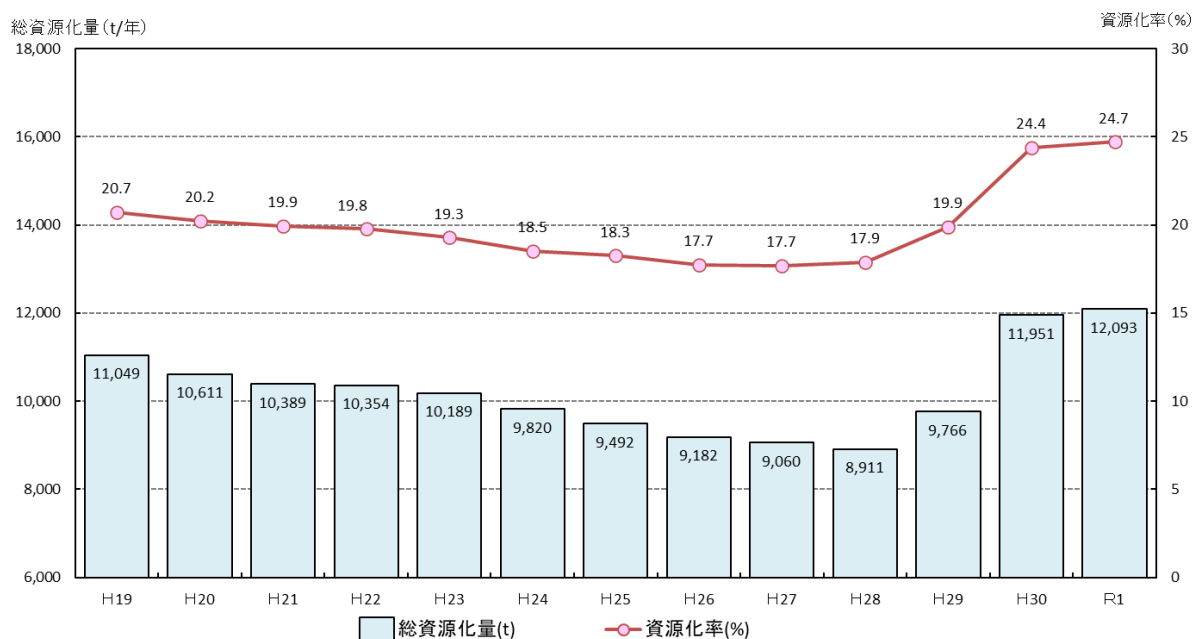


図 1 3 総資源化量の推移

また、本計画の初年度となる平成29年度以降について、品目ごとの傾向は次のとおりです。



【増加傾向がみられるもの】

容器包装プラスチックは平成29年度、ペットボトル平成28年度以降、草木類は令和元年度の分別収集開始以降、増加傾向にあります。また、衣類・布類についても、平成29年度以降は一貫して増加傾向にあります。

カンやビンは分別収集開始以来、長期的に減少傾向にあります。カンが令和元年度から、ビンは令和2年度に増加に転じています。

【横ばいとなっているもの】

古紙類は減少傾向にありましたが、平成30年度以降はおおむね横ばいとなっています。

蛍光灯など(蛍光灯、乾電池、リチウムコイン電池、使用済みスプレー缶、水銀式の体温計・血圧計及び使用済み使い捨てライター)は年度によりばらつきがあるものの、おおむね横ばいとなっています。



古紙類のペール品



衣類の再生品

第2節 これまでの評価とごみ処理の課題

1 進捗状況

(1) 数値目標の達成状況

本計画策定時に定めた数値目標の達成状況は次のとおりです。

表 19 本計画策定時数値目標の達成状況

	令和2年度 実績	令和3年度 目標値	説明
ごみ排出量 (資源物を除く)	621g/人・日	636g/人・日	平成28年度から令和元年度まで減少し、令和2年度実績は、前年度比8g/人・日増えたものの本計画策定時の令和3年度中間目標及び令和4年度計画値を達成しています。
資源化率 (総ごみ排出量に占める資源の割合)	30.6%	29.3%	平成29年度から増加し続けており、令和2年度実績は、本計画策定時の令和3年度中間目標及び令和4年度計画値を達成しています。

(2) 事業の実施状況

本計画策定当初に定めた78の事業の実施状況、未着手、中止となっている事業は次のとおりです。

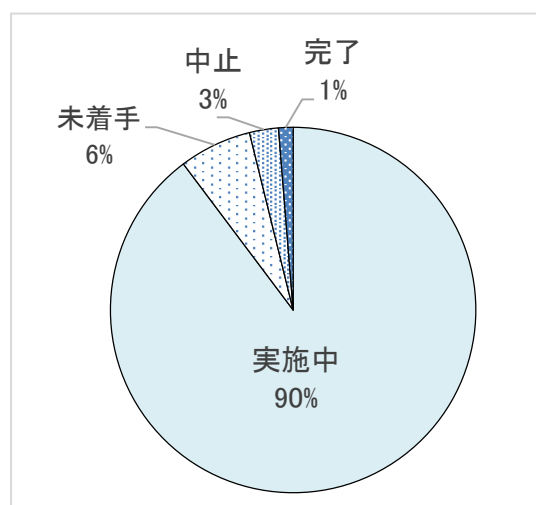


図 14 計画事業の実施状況

表 20 未着手の事業

	事業	今後の方向性
1	家庭ごみ有料化に向けた具体的な条件の検討	策定時の本計画では、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まない場合に検討すると定めていたが、計画よりも順調に減量が進んでいるため、有料化することなく可燃ごみの減量を図ります。
2	粗大ごみ処理手数料の見直しに向けた具体的な検討	一般廃棄物処理手数料と時期を合わせた見直しを行います。
3	栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用を考慮した埋立方法の検討	令和5年度末までに栗原最終処分場（伊勢原市）を閉鎖することが決定しており、関係住民の意向を反映し、秦野市伊勢原市環境衛生組合において、関係機関と協議を重ね将来計画を検討します。
4	リサイクル対象品目の変更に対する迅速な対応	各種リサイクル法の改定による品目の変更はなかったため、特段の対応は行っていません。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴うプラごみの一括収集について、収集及び中間処理業務の契約満了時期に合わせて開始できるよう検討を進めます。
5	家庭から出る医療系廃棄物の回収システムの構築	病院や薬局に返却するよう周知を行います。

表 2 1 中止した事業

	事業	中止した理由
1	不用品交換制度によるリユース（再使用）の促進	<p>中古品販売店、バザー、ネットオークション、フリマアプリなど不用品を譲渡する手段が増える中、市民同士が連絡を取り合い品物の受け渡しを要す本制度の利用が少なかったため。</p> <p>なお、家具類や、市民から寄付の申し出があった未使用食器等は「もったいないDay」において希望者に安価に販売又は無償で提供しています。</p>
2	生ごみ分別協力世帯の拡大等	<p>生ごみ分別収集モデル事業を検証の結果、協力世帯の高齢化、ごみの量の減少と大型生ごみ処理機の故障が頻発したことにより、費用対効果が低くなったため、継続・拡大困難と判断し、平成 29 年度に終了しました。</p>

表 2 2 完了した事業

	事業	実施した内容
1	災害廃棄物等処理計画の見直し	<p>平成 30 年度に改定、令和 2 年度には計画に沿った具体的な職員行動マニュアルを策定済み。</p>

2 評価

令和2年度に計画の進捗状況をふり返り、市が行った自己評価及び秦野市廃棄物対策審議会から提出された意見は次のとおりです。

(1) 計画全体について

ア 市の自己評価：順調

個別計画に掲げる施策を着実に進め、また、可燃ごみの焼却体制について、できるだけ家庭ごみの有料化に頼らず1施設体制へ移行できるよう、平成30年度から「草木類の資源化」「分別の徹底」「生ごみの減量」「事業系ごみの減量」の4本の柱により可燃ごみの減量に取り組んできた。その結果、現計画の数値目標である「総ごみ排出量（資源除く）原単位」「資源化率」についても、令和元年度までに中間目標の値を達成するとともに、可燃ごみ排出量についても計画値よりもさらに順調に減量することができた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

5つに大別される個別計画は着実に実行され、市の自己評価はいずれも順調または概ね順調とされており、その評価について妥当と考える。数値目標である「総ごみ排出量（資源除く）原単位」「資源化率」はいずれも令和元年度実績において計画値より良好な状況にあり、一部課題があるものの、現計画全体としては概ね順調に取り組まれた。

➤ 計画の改定に向けて

- ・指標がない事項もあるので、指標の設定について見直す必要がある。
- ・可燃ごみ焼却施設を1施設とすることは、事実上の方針となっている。次期計画において方針として明示するとともに、1施設化に向けた可燃ごみ減量施策について位置付ける必要がある。

(2) 排出抑制・資源化について

ア 市の自己評価：順調

総ごみ排出量は総量、原単位とも順調に減少し、一方で資源化率が高まっており、順調に排出抑制・資源化が進んでいる。事業系ごみは、令和2年度以降、市内全事業所に対して訪問調査を実施しているため、今後、減量効果が現れると考えている。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

自己評価のとおり、排出抑制・資源化は順調に進んでいる。

しかし、事業系ごみは計画初年度の平成29年度に比べ増加している。全事業所訪問調査、優良事業所認定制度など、市が積極的に適正処理、減量・資源化指導を行う方針であることは望ましいので、引き続き推進すべきである。また、生ごみについては食品ロス削減の取組みと合わせて、今後も水切り徹底の呼びかけや生ごみ処理機の普及促進を図るべきである。

➤ 計画の改定に向けて

- ・家庭ごみ有料化について、検討を開始するのかどうか明確なメッセージを示すべきである。
- ・事業者に対し、排出抑制・資源化を行うメリットを示して取組みを促す必要がある。また、不適切な排出が是正されない場合、段階的に厳しい指導を行うことを検討する必要がある。
- ・廃棄物減量等推進員やリサイクル指導員の役割を明確に示すとともに、「自分たちでやろう」という意識こそ支援する必要がある。
- ・廃棄物減量等推進員やリサイクル指導員の活動報告の方法を見直し、優れた活動は表彰するなどメリハリをつけて支援する必要がある。
- ・生ごみ処理機の使用方法、効果、感想などを利用者から発信する必要がある。
- ・ごみ減量の工夫を市民や事業者から募集し、共有してはどうか。

(3) 収集運搬について

ア 市の自己評価：順調

退職不補充による収集業務委託化、草木類や廃食用油の分別収集に伴う収集体制の見直しなど着実に実施した。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

概ね計画に沿って取組みが行われている。

管理が行き届かない収集場所については地道な指導・啓発が行われているが、依然解消しきれず、課題がある。

➤ 計画の改定に向けて

ほほえみ収集について、利用開始や終了の決定の際、福祉部門の視点を取り入れる必要がないか関係部署とともに検討する必要がある。

(4) 中間処理について

ア 市の自己評価：おおむね順調

可燃ごみの減量目標達成に向け様々な取組みを実施してきた結果、市民の協力もあり、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制の実現に着実に近づくことができた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

可燃ごみ焼却施設の1施設体制化に向けた取組みは着実に成果を挙げていることは、秦野市の市民力の現れであり評価したい。一方で、不燃・粗大ごみ処理施設の整備については遅れがみられる。早急に整備を進めるため、関係機関への働きかけを強める必要がある。

➤ 計画の改定に向けて

- ・今後、可燃ごみの減量状況によっては1施設体制化の前倒しも視野に入れ、伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合とともに対応を検討すべきである。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設については、新たな施設の運営は公設民営など民間活力の導入も含めて検討する必要がある。

(5) 最終処分について

ア 市の自己評価：順調

秦野市伊勢原市環境衛生組合において栗原最終処分場を閉鎖する令和6年度以降の焼却灰資源化・埋立先については、すでに令和2年度から9年度までを対象とした焼却灰搬出計画が策定され、全量を圏外へ搬出する方向で安定的な処理が保たれる見込みである。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

栗原最終処分場の閉鎖を前に、引き続き、秦野市伊勢原市環境衛生組合が安定的な処理を行う対応を確認することが望ましい。

(6) その他について

ア 市の自己評価：おおむね順調

災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルを策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理する体制を整備した。また、不法投棄やポイ捨て防止のパトロールについて関係機関と連携して実施したほか、市内一斉美化清掃についてはパートナーシップの強化を図るため、事業者にも参加を呼びかけ、年々参加事業者が増えてきた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

計画に沿って災害への備えが着実に進められた。また、地域美化について事業者の参加を呼びかけるなど従来の枠組みに捉われず連携の拡大に取り組んだことも評価できる。

➤ 計画の改定に向けて

- ・不法投棄防止や地域美化について、地元大学やNPO法人などへ呼びかけ、さらに連携を拡大してはどうか。
- ・超高齢社会であることから、遺品整理におけるごみと資源の出し方を、市外在住の遺族などにも分かるよう示す必要がある。

3 今後の課題

(1) 可燃ごみ焼却処理の1施設体制への早期移行

秦野市と伊勢原市の可燃ごみは、現在2施設（はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場）で処理していますが、老朽化している伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設の稼働を停止し、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制に移行するため、年間処理量を3万3,600t（本市分。はだのクリーンセンター200t/日焼却施設×はだのクリーンセンターの稼働日数280日/年=5万6,000t、このうち6割に相当）まで減らす必要があります。

また、伊勢原清掃工場には可燃ごみの焼却処理を行うため年間約2億円の修繕などの経費がかかっていますが、年間処理量の減量が早く進めば、稼働停止の時期を前倒しし、1施設体制への移行を早期に実現することで、経費が削減できます。秦野市伊勢原市環境衛生組合による試算では、令和5年度末までに稼働停止することで、令和4年度から7年度までの4年間で約4億円（年間約1億円）の経費削減効果が見込まれています。

本計画期間ではこれまで、草木類の資源化、分別の徹底、生ごみの減量及び事業系ごみの減量の4つの柱により可燃ごみ減量に取り組んでおり、可燃ごみ排出量は計画値よりも順調に減量が進んでいます。

そのため、今後も可燃ごみの減量に取り組み、着実に年間処理量を減らす必要があり、共同で可燃ごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携しながら、安定的な処理を確保しつつ、令和7年度末、あるいはさらに早期に可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行を目指すことが求められます。



図 15 焼却対象量の推計とはだのクリーンセンター年間処理量の上限（本市分）

※はだのクリーンセンター年間処理量の上限（本市分）の計算式

$$1 \text{ 日の処理量} \times \text{年間稼動日数} \times \text{本市分の搬入割合} \\ 200 \text{ t} / \text{日} \times 280 \text{ 日} \times 60 \% = 33,600 \text{ t}$$

(2) 3Rの強化～3R+Renewable～

ア ごみの発生抑制（Reduce）

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくため、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものをさらに減らすこと（Reduce）が課題です。

特に、発生源である店舗や事業所において、製品の設計、製造、流通、販売等の段階で、使い捨て物品の使用を控えることや、製品の耐久性向上等に取り組むことが必要です。ごみの発生抑制は事業者の責務であるということに加え、事業活動を行う上でのメリットとなることも示しながら、市内事業所への訪

問等を通じた提案や優良事例の共有を行うほか、国や県への要望を継続して行うことも必要です。

また、市民が製品を購入する際には、その製品は長く使えるか、簡易包装であるかなど、ごみの発生抑制に関心を寄せてもらえるよう呼びかける必要があります。

イ 再使用（Reuse）の促進

循環型社会の実現、可燃ごみの減量に向けて、ごみの資源化、資源の再生利用をより優先して、再使用をさらに促すことが課題です。

リサイクルショップに加え、近年ではフリマアプリの認知度が高まる中、再使用への関心を高める「リユース！もったいないDay！」のような事業を今後も実施する必要があります。

また、事業者において通い箱[※]の活用や繰り返し使える製品の設計、製造などを行うよう促す必要があります。

※企業や工場間において品物を輸送する際に繰り返し使用される箱のこと

ウ ごみの資源化、資源の再生利用（Recycle）の促進

循環型社会の実現、可燃ごみの減量に向けて、ごみの発生抑制、再使用の促進に次いで、ごみの資源化や資源の再生利用をさらに促すことが課題です。

家庭系ごみの資源化、資源の再生利用は、市民による分別の徹底に支えられており、今後も協力が得られるよう分別ルールを周知する必要があります。これまで、分別カレンダーやごみ分別促進アプリなど外国語使用者に向けた分別ルールの多言語対応を図ってきましたが、公共施設の利用が少ない市民や自治会未加入の世帯、広報はだの戸別配布を利用していない世帯など周知が難しい市民に各種情報が届くよう手法を検討し、分別が徹底されるよう、裾野をさらに広げていく必要があります。

なお、家庭系可燃ごみの中で最も割合の多い生ごみについては、食品ロスの削減や水切りの徹底といった発生抑制の呼びかけに加え、庭や畑での堆肥化や生ごみ処理機の利用など、各家庭に合った方法で減量・資源化促進を図ることも求められます。

さらに、国の動向を注視し、製品プラスチックの分別収集の検討を進めるとともに、紙おむつの資源化など新たな資源化施策の研究を行う必要があります。

エ 再生可能資源への切替え (Renewable)

プラスチック資源循環基本戦略や国・地方脱炭素実現会議による脱炭素ロードマップで見られるように、“3 R + Renewable (リニューアブル)”として、3 Rの徹底と同時に、より持続性が高まることを前提に、循環型社会の実現に向けて消費の抑制が求められる天然資源の中でも、特に枯渇性資源について、再生材や再生可能資源への切り替えが求められています。

オ 情報提供・情報共有、支援等

“3 R + Renewable”や適正処理を進めるためには、市民や事業者の取組みが欠かせません。そのため、引き続き積極的な情報提供を行うとともに、学校・大学等を通じた呼びかけや、事業系ごみ訪問調査を通じた呼びかけなど、周知が難しい市民や事業者にも伝わるような情報提供を行うことが必要です。

さらに、市民、事業者の優れた活動を取り上げ、広く紹介するなど、ごみの減量・資源化に取り組む意欲を支援するとともに、行政からの啓発、情報提供にとどまらず、それぞれが持つ情報を共有し、市民、事業者はもちろん、さらに学校・大学、NPO等、異なる得意分野を持つ多様な主体の参加や連携を促すことも必要です。

(3) 収集運搬

道路、歩道上にある収集場所は、交通の妨げや収集時の危険性が懸念されるため、環境創出行為によって新設する収集場所等への統合整理について、自治会等と連携して改善を図る必要があります。

また、ごみ出しルールが守られず、管理の行き届いていない収集場所に対し、指導・啓発する必要があります。このため、自治会や共同住宅管理会社等と連携し、改善に向けて取り組む必要があります。

(4) 超高齢社会でのごみ出し支援等

本市の高齢化率は、平成27年に26.1%となっており、世界保健機構（WHO）や国連の定義による「超高齢社会（高齢化率が21%を超えた社会）」となっています。特に、75歳以上人口の増加が著しく、令和2年には老年人口の約5割を占めています。本格的な超高齢社会が到来した中、ごみ出しへの支援を要する世帯が年々増加しており、福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取組みなどとも連携しつつ、引き続き「ほほえみ収集」等のごみ出し支援が求められます。

また、使用済み紙おむつの排出量が増加することなども予想され、資源化に向けた研究を進める必要があります。

(5) 粗大・不燃ごみ処理施設の再整備

秦野市伊勢原市環境衛生組合において、粗大・不燃ごみ処理施設の再整備を進めることとしていますが、計画に遅れが生じているため、早急に整備を進めるよう協議を行っていく必要があります。

(6) 適正処理困難物の処理ルート確保等

本市や秦野市伊勢原市環境衛生組合において適正処理することが困難なごみについて、引き続き処理ルートの確保に努めることが課題です。そのため、処理困難とならない製品づくりや適正処理に関する情報提供、並びに製造者による回収の徹底を国や県に今後も要望していく必要があります。

(7) 不法投棄

不法投棄対策として、環境美化指導員による定期的な巡回、県及び警察と連携した合同パトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵、啓発看板及び監視カメラの設置、不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会による撤去作業など、市民・事業者・行政が一体となった取組みを進めています。

こうした取組みにより、山間部への不法投棄は減少傾向にあるものの、市街地やストックハウスへの不法投棄は依然として後を絶ちません。

今後は、不法投棄ごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努めることで、違反者への注意喚起とする再発防止に加え、不法投棄をさせない未然防止対策を強化する必要があります。

表 2 3 不法投棄物の撤去実績

	H28	H29	H30	R1	R2
件数	459 件	416 件	421 件	358 件	495 件
重量	18.05 t	19.54 t	14.19 t	12.71 t	15.15 t



回収した不法投棄物

(8) ごみ処理費用

循環型社会を目指した安全で安定的なごみ処理の推進において、社会的、環境的側面とともに経済的側面についても考慮し、バランスが取れた合理的なごみ処理の推進が欠かせません。

ごみ処理費用については、可燃ごみ焼却処理の1施設体制への早期移行の実現により秦野市伊勢原市環境衛生組合分担金の軽減を図るほか、人口の減少を踏まえた収集場所の統廃合、効率的な収集運搬ルート、処理処分方法などの歳出抑制につながる検討が必要です。

また、資源の売却益の増加等、歳入確保を図るため、分別の徹底と適正排出を促進し、資源の質を高めていく必要があります。

なお、国の指定法人に引渡して再商品化を進めているガラスびん、容器包装プラスチック及びペットボトルは、それぞれ同法人の基準に見合う品質を確保し、再商品化合理化拠出金制度の対象基準を上回る品質を今後も維持することが求められます。

(9) 危機管理

感染症が拡大する状況下においても、廃棄物の処理については、社会生活の安定確保のために不可欠な業務であり、感染対策を徹底したうえで、業務を継続する必要があります。

また、近年、発生している大規模地震や豪雨等の経験や知見を踏まえ、災害発生後に、早期の復旧・復興のため適正かつ円滑に対応できるよう備える必要があります。

第3節 ごみ処理行政の動向

1 国及び県の目標

(1) 国の目標

環境省は、平成28年1月21日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更を発表し、廃棄物の減量について、次のとおり施策目標を定めています。

排出量については、令和2年度において、平成24年度比約12%削減が目標値として設定されています。

表 24 国の施策目標における目標値

区分	基準年度	目標年度	目標値	出典
総排出量	平成24年度	令和2年度	12%削減	廃棄物処理基本方針
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	令和7年度	440g	第四次循環型社会形成推進基本計画
再生利用率	平成24年度	令和2年度	約27%に増加	廃棄物処理基本方針
最終処分量	平成24年度	令和2年度	約14%削減	廃棄物処理基本方針

(2) 県の目標

神奈川県は、県内の廃棄物施策を推進するため、平成13年度に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため「神奈川県循環型社会づくり計画」と名称を変更し、平成24年3月に策定したのち、平成29年3月に改訂しました。

この中で、「廃棄物ゼロ社会」を目指し、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量について、次の目標を設定しています。目標値は、令和3年度において平成21年度比で、排出量89%、再生利用量113%、減量化量82%、最終処分量77%がそれぞれ設定されています。

表 25 神奈川県循環型社会づくり計画における目標値

(万トン)

	基準			将来推計					
	平成21年度			平成28年度			平成33年度		
		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数
排出量	313	100%	100	295 (301)	100% (96)	94 (96)	278 (292)	100% (78%)	89 (94)
(生活系)	240	77%	100	225 (233)	76% (77%)	94 (97)	221 (227)	79% (78%)	92 (95)
(事業系)	73	23%	100	70 (68)	24% (23%)	96 (93)	57 (65)	21% (22%)	78 (90)
再生利用量	76	25%	100	80 (85)	27% (28%)	105 (112)	86 (91)	31% (31%)	113 (119)
減量化量	207	66%	100	191 (190)	65% (63%)	92 (91)	170 (176)	61% (61%)	82 (85)
最終処分量	29	9%	100	23 (26)	8% (9%)	79 (91)	22 (25)	8% (8%)	77 (84)

※()内は、平成24年3月改定時の将来推計値

2 個別施策

(1) 国の施策

国は、資源循環型社会の構築を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づいた循環型社会形成推進基本計画を平成15年3月に定め、各種施策を推進しています。平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、国において、次の取組みを実践することとしています。

- ・ 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ・ 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ・ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ・ 循環分野における基盤整備

(2) 県の施策

神奈川県は、「神奈川県循環型社会づくり計画」において、廃棄物の削減、循環型社会構築のための施策として、次に示す施策事業を推進しています。

表 2 6 神奈川県循環型社会づくり計画の施策事業

大柱	中柱	小柱	概要
1.資源循環の推進	1.一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	(1)生活系ごみの3Rの推進	県民一人ひとりの「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。
		(2)事業系一般廃棄物の3Rの推進	事業系一般廃棄物について、市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進します。また、県自らも再生利用等を推進します。
		(3)広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進	市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
	2.産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	(1)産業廃棄物の3Rの推進	事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、自らの責任で適正に処理しなければならないことから、廃棄物処理法に基づく政令市(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進します。また、太陽光発電等の成長分野に対しても3Rの取組が定着するよう、情報提供などにより事業者の取組を支援します。
		(2)建設廃棄物の3Rの推進	今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による排出抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)等に基づく再資源化の取組を推進します。
		(3)上下水道汚泥等の3Rの推進	上水道における浄水過程で発生する汚泥や下水道における下水処理の過程で発生する汚泥等について、減量化や再生利用の取組を推進します。
	3.人材の育成と広域連携の推進等	(1)環境教育・学習及び人材育成の推進	循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じて環境活動を支援します。
		(2)県域を越えた広域的な取組の推進	首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都県市と連携・協力し、廃棄物の排出抑制等などについて、広域的な取組を推進します。
		(3)環境関連技術の研究、開発の推進	再生利用技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

大柱	中柱	小柱	概要
2.適正処理の推進	1.廃棄物の適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を推進します。
		(2)産業廃棄物の適正処理の推進	排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して、優良な廃棄物処理業者を育成・支援します。
		(3)有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理	アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を推進します。
	2.PCB廃棄物の確実な処理	(1)PCB廃棄物の確実な処理	PCB廃棄物等について、県PCB廃棄物処理計画に基づき、期限までに確実に処理を完了します。
	3.不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	(1)不法投棄を許さない地域環境づくり	不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組や監視活動を行います。
		(2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進	今後とも、高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。
		(3)不法投棄の現状回復に向けた取組	不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。
	4.海岸美化等の推進	(1)海岸美化や海岸漂着物対策の推進	相模湾が国際的に注目されることも見据え、本県の美しい海の環境を守るため、神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸13市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進します。
		(2)美化キャンペーン等普及啓発の実施	住む人、訪れる人が快適に過ごせる美しい県土を守るため、多様な主体と連携した河川や丹沢大山等における美化キャンペーン及び広報活動の取組を推進します。
	3.災害廃棄物対策		

第3章 人口とごみ量の将来予測

第1節 人口の予測

本計画における人口の予測は、「秦野市人口ビジョン」（令和3年3月時点）の人口推計結果を採用しています。

本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、年々増加してきましたが、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向は続き、本計画の最終目標年度である令和13年度は156,596人と予測されています。

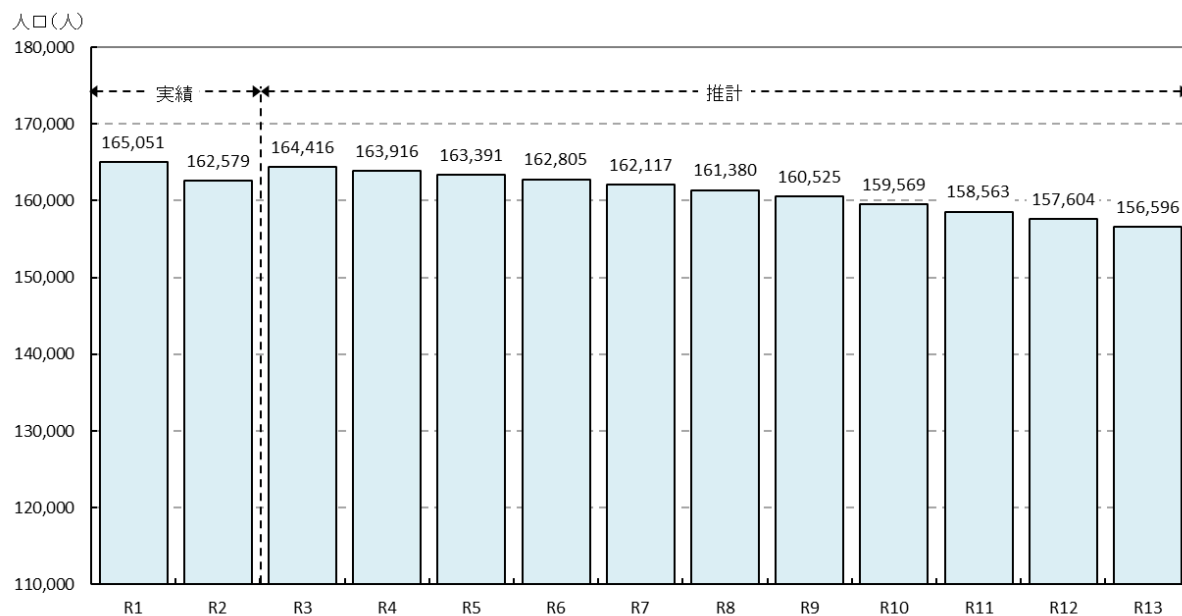


図 1 6 推計人口

第2節 ごみ量の予測

ごみ量については、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度の生活水準を維持し、人口の減少によってごみ量が減少すると仮定し、推計値としました。

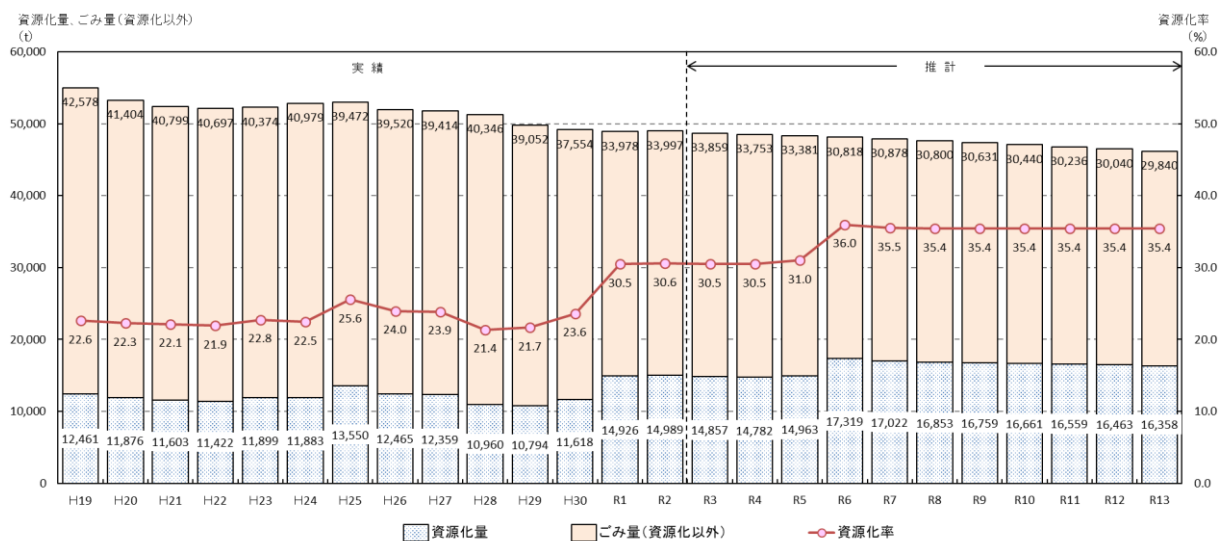


図 17 ごみ量の予測

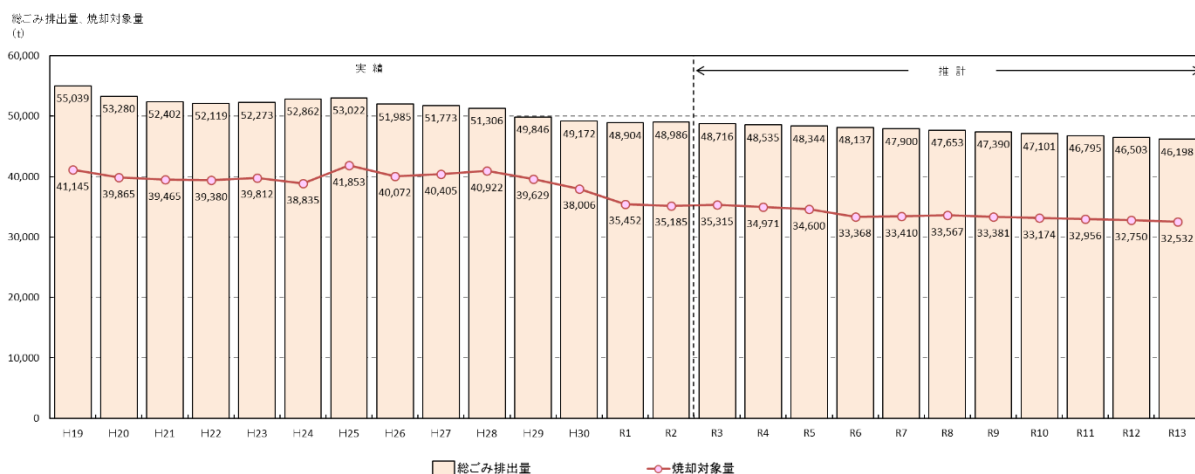


図 18 焼却対象量の予測

※焼却対象量

家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分、栗原最終処分場の浸出水を処理して発生した汚泥(脱水ケーキ)及び前年度までにピットに投入されたが焼却されなかったごみであってその年度に焼却する量の合計。

第4章 基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

循環型社会の実現を目指す

- 経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。
- 本市においても、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」を環境面から補完し、豊かで良好な環境を持続可能な形で次世代に引き継ぐため、天然資源の消費を抑制し、特に枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換を進め、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すことが求められています。
- 本市はこれまで、老朽化した伊勢原清掃工場の90トン／日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、草木類の資源化や分別の徹底などの取組みにより可燃ごみの減量を図ってきました。

その結果、策定当初の計画値より順調に減量が進み、1施設での可燃ごみ処理体制への移行について見通しが立ちつつあります。これは、本市の市民力にほかならないものです。
- そこで、今後の本市のごみ処理は、経済的、社会的状況を踏まえながら、廃棄物処理法に基づき、国の環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、神奈川県循環型社会づくり計画等を踏まえつつ、平成15年度に掲げた「循環型都市の実現」の考えを継承し、天然資源の使用抑制を含めたごみの発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を進め、循環型社会の実現を目指すこととします。

第2節 基本方針

基本理念を達成するため、6つの基本方針を次のとおり定めます。

方針1 3Rに基づく廃棄物処理システムの強化～3R+Renewable～

市民及び事業者は出来る限りごみの発生を抑制（Reduce）し、製品等の再使用（Reuse）に努め、再使用できないものは出来るだけ再生利用（Recycle）を行い、市は3Rに基づく廃棄物処理システムを強化します。さらに、“3R+Renewable”の考え方のもと、枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換を推進します。

方針2 安全で安定的かつ合理的な廃棄物処理の推進

安全・安定的かつ負担の公平性や効率性にも配慮した合理的な廃棄物処理を推進します。特に、可燃ごみについては、老朽化した伊勢原清掃工場の90トン／日焼却施設を稼働停止し、1施設での安定的な処理体制へ早期に移行することで経費の節減を図ります。

また、秦野市伊勢原市環境衛生組合による広域処理体制の中で、循環型社会に対応し、周辺環境に配慮した、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場の安全で安心な施設運営を行います。

方針3 清潔な生活環境の維持

ポイ捨てや不法投棄のごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努めることで再発防止に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄させないための未然防止対策を強化します。

また、要介護者をはじめとしたごみ出しが困難な方に対する支援を行い、清潔な生活環境を維持します。

方針4 市民、事業者等多様な主体との連携

市民、事業者、行政、さらに学校・大学、NPO等、多様な主体がそれぞれ自らの責務を自覚し、様々な場面において、互いに連携・協働し合うことで、市民力や地域力を生かした循環型社会の実現を目指します。

方針5 情報共有、環境学習の支援

市は、市民、事業者、大学、NPOなど多様な主体との協働、連携に向け、それぞれの主体が持つ情報を互いに共有できるよう努めます。

また、ごみの減量・資源化には、市民による実践が不可欠であることから、市は、未来を担う子どもたちへ現在の世代の取組みを伝えるとともに、市民が自らの意思で学べるよう出前講座やエコスクールなど環境学習の機会を提供します。

方針6 危機管理の推進

新型コロナウイルスの蔓延期においてもごみ処理の事業を継続できるよう備えます。

また、災害からの早期の復旧・復興のため、国、神奈川県、共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合、その他の自治体、民間事業者等と連携し、適正かつ迅速に災害廃棄物等を処理する体制を確保し、災害時のごみ処理に備えます。

コラム 3R、3R+Renewable とは？

3R（さんアール、スリーアール）とは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの総称です。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユースは、使えるものは繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することです。循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース、リユース、リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

さらに、近年では、3Rの強化と、枯渇性資源から再生材、再生可能資源の使用に転換することを含め、“3R+Renewable（リニューワブル）”と言えます。

第3節 市民、事業者及び行政の役割

循環型社会の実現に向け、特に、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、ごみの発生抑制、再使用、資源のリサイクル及び適正処理を推進することが求められます。

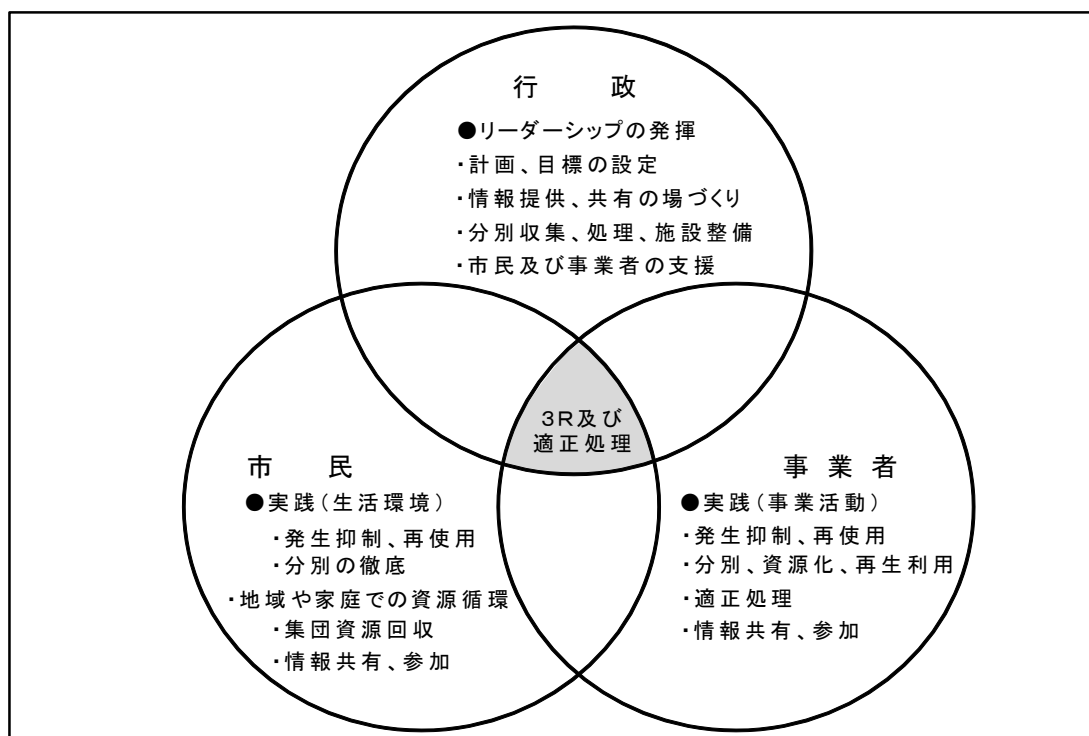


図 19 市民、事業者及び行政のパートナーシップ

表 27 市民、事業者及び行政の役割

市民の役割
<p>(1) ごみの発生抑制のため、すぐごみとなるもの、無駄なものを買わない。特に、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品は回避可能な使用を減らす。また、食品ロスを減らすため、すぐ食べるものは手前取りする、食べ残さない、買った食品は使いきる。</p> <p>(2) 生ごみは、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど各家庭に合わせた方法で減量・資源化に取り組む。</p> <p>(3) 過剰包装は断る、簡易包装を選ぶ。レジ袋削減のためマイバッグ等を活用する。</p> <p>(4) フリーマーケットやバザー等を活用し、リユースに取り組む。</p> <p>(5) ごみと資源の分別を徹底し、ルールを守って排出する。</p> <p>(6) リサイクル商品を購入する。</p>
事業者の役割
<p>(1) すぐごみとなるものを作らない、扱わない。特にワンウェイのプラスチック製容器包装・製品は回避可能な使用を減らす。また、食品ロスを減らすため、規格外や未利用の食材を有効活用する、無駄なく加工する、需要予測の精度を高める、量の見直し・割引販売を導入する。</p> <p>(2) 資源化や適正処理に支障をきたす製品、容器包装は作らない。</p> <p>(3) 過剰包装をしない、簡易包装を導入する。</p> <p>(4) リユースに取り組む。</p> <p>(5) ごみはできる限り減量・資源化する。</p> <p>(6) 排出するごみは、分別を徹底し、適正に処理する。</p> <p>(7) 天然資源の消費を抑え、再生資源を利用した製品を作る。</p> <p>(8) 店頭回収や自主回収ルートを整備し、購入者等に案内する。</p>
行政の役割
<p>(1) 3R及び適正処理の推進について計画、目標値を設定するなどリーダーシップを発揮する。</p> <p>(2) ごみと資源に関する情報提供を行うとともに、情報共有や学習の機会を設ける。</p> <p>(3) 収集し、又は搬入を受け入れたごみ及び資源を適正に処理する。また、災害や感染症の蔓延に備え、ごみ処理の事業継続の仕組みを構築する。</p> <p>(4) 秦野市伊勢原市環境衛生組合において施設整備を行うため、同組合及び伊勢原市と連携・協調する。</p> <p>(5) 天然資源の消費を抑え、3R及び適正処理を推進し、市民及び事業者の取組みを支援する。</p>

第4節 最終目標年度におけるごみ処理体系

本計画の基本理念「循環型社会の実現を目指す」に基づき、最終目標年度である令和13年度におけるごみ処理体系を次のとおり示します。

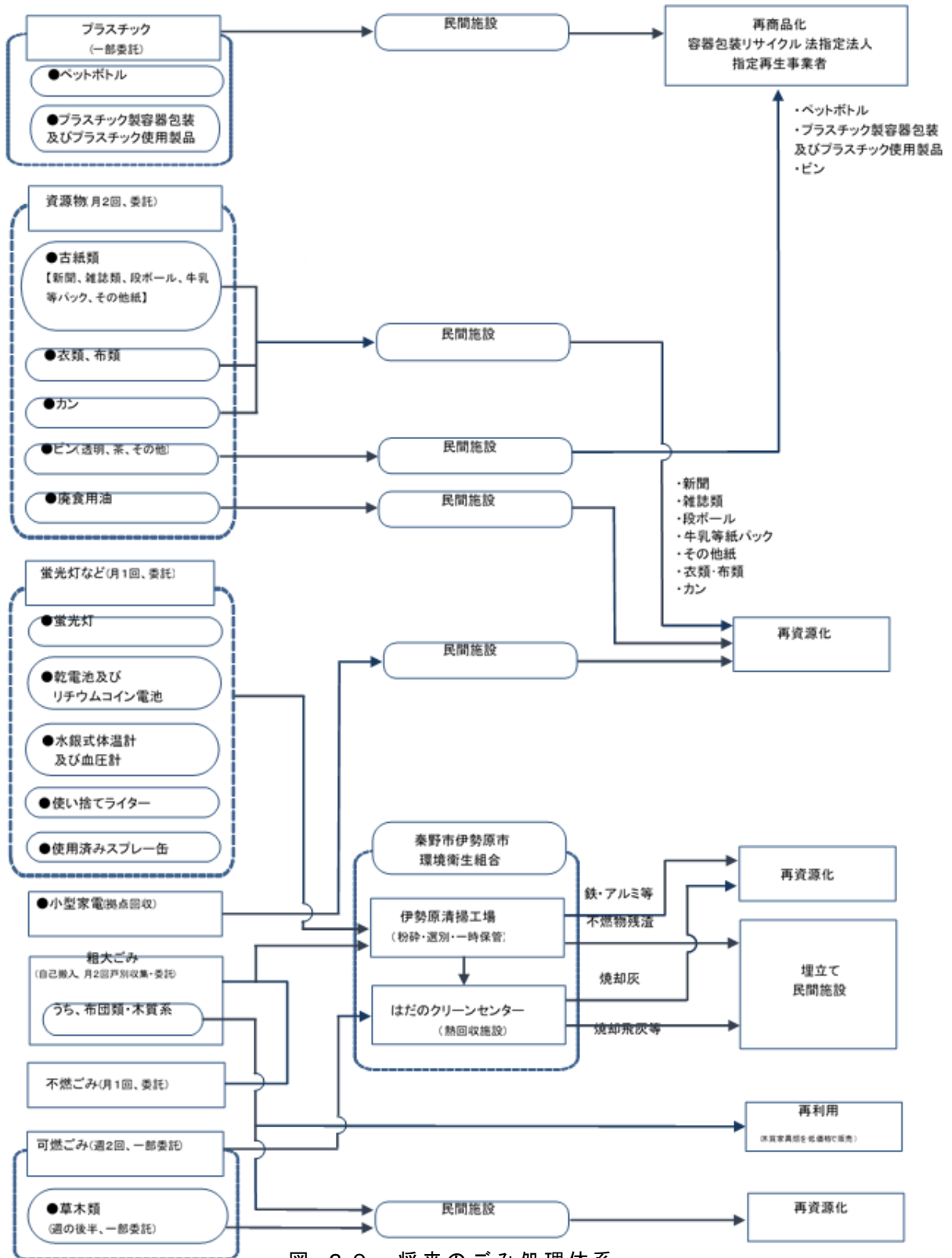


図 20 将来のごみ処理体系

第5節 最終目標年度における分別収集区分

本計画の基本理念「循環型社会の実現を目指す」に基づき、最終目標年度である令和13年度における分別収集区分を次のとおり示します。

表〇 最終目標年度における分別収集区分

分別区分		品目
1 プラスチックごみ		① プラスチック製容器包装及び プラスチック使用製品 ② ペットボトル
2 資源物	古紙類	③ 新聞 ④ 雑誌類 ⑤ 段ボール ⑥ 牛乳等紙パック ⑦ その他紙
	衣類・布類	⑧ 衣類・布類
	カン	⑨ カン
	ビン	⑩ 透明 ⑪ 茶色 ⑫ その他
	廃食用油	⑬ 廃食用油
3 不燃ごみ		⑭ 不燃ごみ
4 蛍光灯など		⑮ 蛍光灯 ⑯ 乾電池 ⑰ リチウムコイン電池 ⑱ 使用済みスプレー缶 ⑲ 水銀式の体温計・血圧計 ⑳ 使用済み使い捨てライター
5 草木類		㉑ 草木類
6 可燃ごみ		㉒ 可燃ごみ (生ごみ、資源物にならない紙や布、容器包装以外のプラスチック製品など)
7 粗大ごみ		㉓ 粗大ごみ (1辺の長さが50センチメートル以上かつ2メートル以下、重さが100キログラム以下の家具、家電など)
8 小型家電		㉔ 小型家電

第6節 数値目標

数値目標の設定に当たっては、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度の生活水準を維持し、人口の減少によってごみ量が減少すると仮定したごみと資源の「推計値」を算出しました。

本市、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合は、可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に向け、令和6年度の焼却対象量が56,000t（本市33,600t／年、伊勢原市22,400t／年）を下回るようごみの減量・資源化施策を実施します。

この施策効果を反映したごみと資源の試算結果を本計画の「計画値」とし、中間目標年度である令和8年度、最終目標年度である令和13年度の「焼却対象量」、「総ごみ排出量」、「ごみ排出量（資源除く）」及び「資源化率（中間処理後の資源化量含む）」の4種類の計画値を数値目標とします。

● 焼却対象量（総量）

家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分、栗原最終処分場の浸出水を処理して発生した汚泥（脱水ケーキ）及び前年度までにピットに投入されたが焼却されなかったごみであってその年度に焼却する量の合計。

可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に関わります。

● 総ごみ排出量（総量、原単位）

ごみと資源の排出量の総量と原単位（市民一人1日当たりの量）。資源も含むことで、発生抑制の取組みを反映します。

● ごみ排出量（資源除く）（原単位）

ごみの排出量の原単位（市民一人1日当たりの量）。資源を除くことで、再生利用につながる分別の取組みを反映します。

● 資源化率（中間処理後の資源化量含む）

分別収集による資源量、集団資源回収による資源量及び中間処理施設での資源化量の合計が総ごみ排出量に占める割合。

$$\frac{\text{分別収集資源量} + \text{集団資源回収量} + \text{施設での資源化量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100 = \text{資源化率}$$

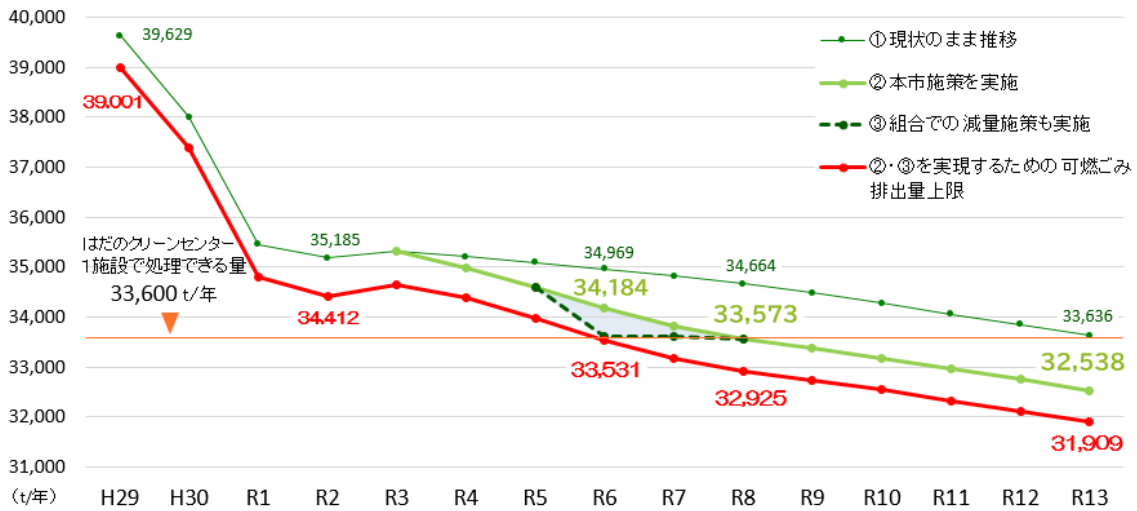


図 2 1 焼却対象量の減量計画

表 2 8 数値目標

項目 \ 年度		実績		目標	
		当初	現状	中間目標	最終目標
		H 27	R 2	R 8	R 13
焼却対象量	総量 (t)	40,405	35,185	33,567	32,532
総ごみ排出量	総量 (t)	51,735	48,986	47,342	45,896
	原単位 (g/人・日)	846.8	825.5	803.7	803.0
ごみ排出量 (資源除く)	原単位 (g/人・日)	697.2	621.7	594.9	594.2
資源化率 (中間処理後の資源化量を含む)	(%)	23.8	30.6	34.9	35.0

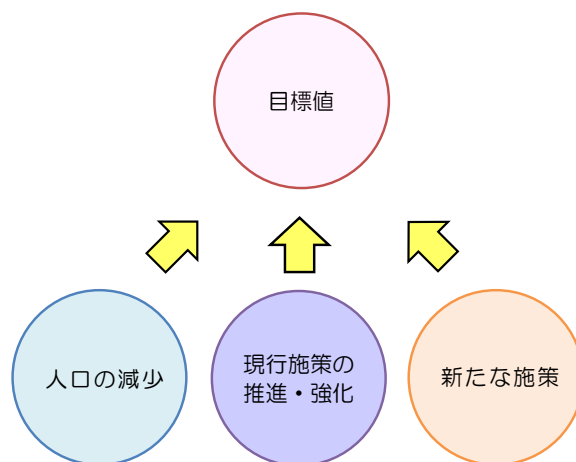


図 2 2 目標値を実現する要素

第5章 個別施策

本計画の施策体系図を次に示します。

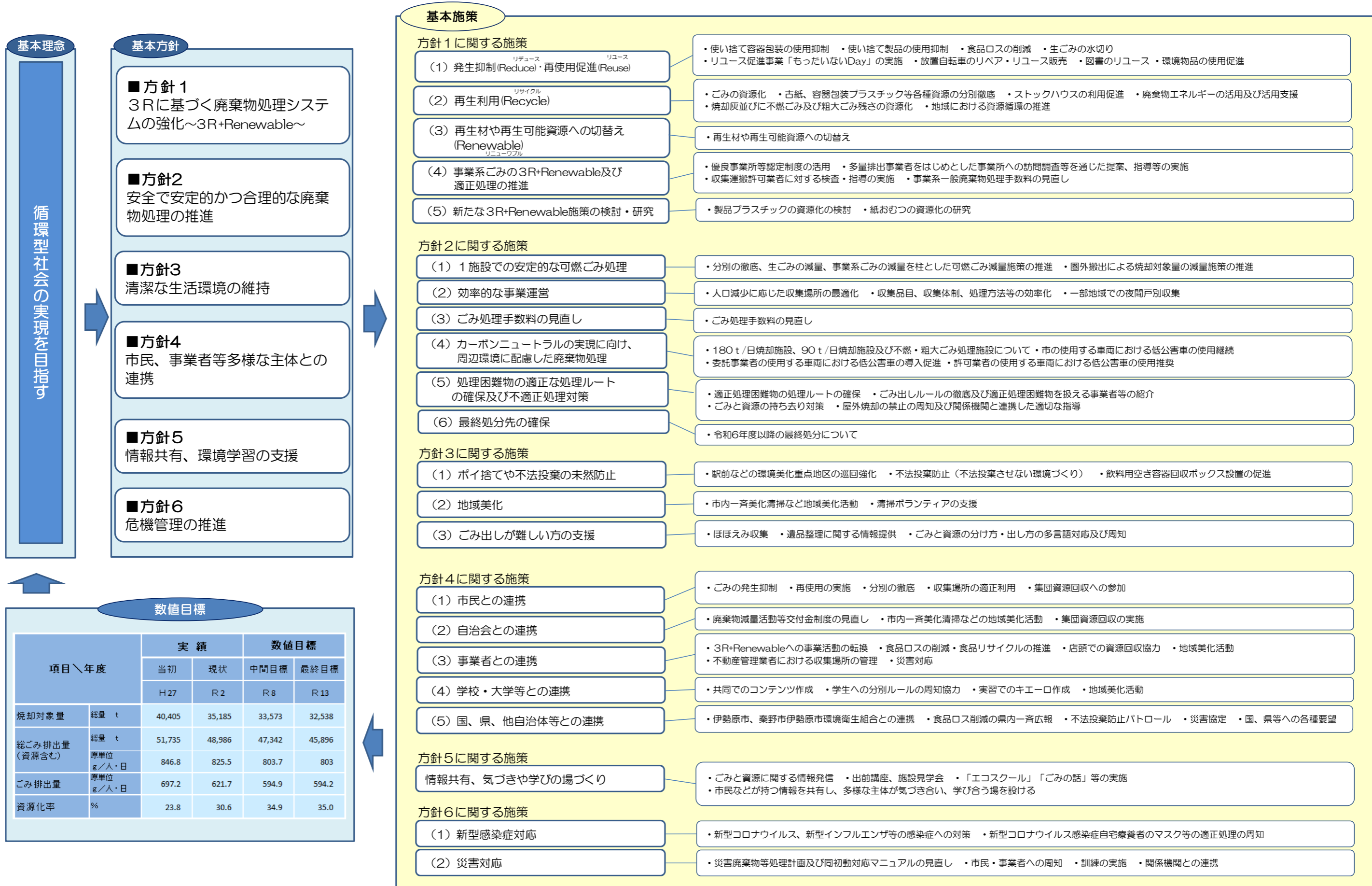


図 2 3 施策体系図

第1節 方針1に関する施策

1 発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）

具体的取組	関係部署等
<p>1 使い捨て容器包装の使用抑制</p> <p>市民・事業者にマイバッグ、マイボトル、通い箱等の活用、簡易包装の選択などにより回避可能な使い捨て容器包装の使用を避けるよう呼びかけます。</p> <p>また、事業者に過剰包装の抑制、簡易包装の導入及びリターナブルびんなど繰り返し使える容器包装の導入を呼びかけます。</p>	環境資源対策課
<p>2 使い捨て製品の使用抑制</p> <p>市民・事業者に回避可能な使い捨て製品の使用を避けるよう呼びかけます。</p> <p>また、事業者に長く使える製品やごみの少ない製品の製造等を呼びかけます。</p>	環境資源対策課
<p>3 食品ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進やエシカル消費^{※1}の促進と連携し、市民（消費者）が食品ロスを意識するよう広報を行います。 ・食品関連事業者が生産、製造、販売等の各段階で発生している食品ロスの削減を呼びかけるとともに、手前取り（てまえどり）^{※2}の推奨、見切り品、量り売りの導入など、事業活動の転換を促します。 ・市が主催するイベントでの食品ロス削減に努めます。 ・食品を提供する市民や事業者と、食品を必要としている団体との連絡調整を行います。 ・家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査します。 <p>※1 人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること。</p> <p>※2 買って直ぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品を積極的に選ぶこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等においてフードドライブを実施し、生活困窮者等に届けるフードバンク団体に提供することで未利用食品の有効活用を図り、食品ロスを削減します。 	市民相談人権課 地域共生推進課 生活援護課 子育て総務課 こども家庭支援課 環境資源対策課 産業振興課 農業振興課 観光振興課
<p>4 生ごみの水切り</p> <p>市民に生ごみの水切り徹底を呼びかけます。</p>	環境資源対策課

<p>5 リユース促進事業「もったいないDay」の実施</p> <p>市民を対象としたリユース促進事業「もったいないDay」を実施します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>6 放置自転車のリペア・リユース販売</p> <p>自転車等放置禁止区域（概ね駅周辺 300メートル）等から撤去した自転車のうち、保管期限を過ぎても引き取り手がなく、かつ再使用可能な自転車を、自転車商組合が修理した後、リサイクル自転車取扱店舗にてリサイクル自転車として販売します。</p>	<p>地域安全課</p>
<p>7 図書のリユース</p> <p>発行年が古いなどの理由で図書館の所蔵から除籍処分とした本や市民等から寄付された本のうち図書館の所蔵にできなかった本を利用者が自由に持ち帰れるようリユースコーナーに配置します。</p>	<p>図書館</p>
<p>8 環境物品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入による環境物品等への転換、調達します。 ・庁内イントラネット掲示板において市役所内の備品等の再使用を促進します。 	<p>財産管理課 契約検査課</p>

2 再生利用（Recycle）

<p>具体的取組</p>	<p>関係部署等</p>
<p>1 ごみの資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類、カン、ビン、衣類・布類、廃食用油、布団・毛布、木質系粗大ごみ、小型家電及び草木類の資源化を継続します。 ・生ごみ処理機の使用や、庭に埋めるなど家庭での生ごみの資源化を引き続き促します。また、ディスプレイの使用により、下水汚泥の資源化処理を通じた生ごみの資源化についても引き続き促します。 	<p>環境資源対策課 上下水道局営業課</p>
<p>2 古紙、容器包装プラスチック等各種資源の分別徹底</p> <p>分別ガイド、分別カレンダー等各種媒体を用いて広く市民に分別徹底を呼びかけます。</p>	<p>環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>3 ストックハウスの利用促進</p> <p>分別徹底を支援するため、市民に資源物ストックハウスの活用について広く周知します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

<p>4 廃棄物エネルギーの活用及び活用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市伊勢原市環境衛生組合において、ごみ焼却熱による発電を継続します。 ・ 廃棄物エネルギーのさらなる活用を促します。 	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>5 焼却により発生する灰並びに不燃ごみ及び粗大ごみ残さの資源化</p> <p>焼却により発生する灰並びに不燃ごみ及び粗大ごみ残さについて、秦野市伊勢原市環境衛生組合において資源化を継続します。</p>	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境資源対策課</p>
<p>6 地域における資源循環の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農園利用者が家庭から出る生ごみを持ち寄り、堆肥化し、作物を育てる「生ごみ持ち寄り農園事業」により、地域における循環型社会のモデルを提示します。 ・ 小学校の給食残さを堆肥化し、イベント等で配付します。 	<p>環境資源対策課 農業振興課 学校教育課</p>

3 再生材や再生可能資源への切替え（Renewable）

具体的取組	関係部署等
<p>1 再生材や再生可能資源への切替え</p> <p>市民に、買い物の際、枯渇性資源から再生材や再生可能資源を使用した製品や容器包装を選択するよう呼びかけるとともに、事業者には事業活動において枯渇性資源から再生材や再生可能資源の使用への切替えを呼びかけます。</p>	<p>環境資源対策課 産業振興課</p>

4 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進

具体的取組	関係部署等
<p>1 優良事業所等認定制度の活用</p> <p>秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者の認定制度やごみ減量協力店登録制度を活用し、他事業者の模範となる資源化などの優良事例を広く周知することで、分別の徹底や資源化を促進します。</p>	<p>環境資源対策課 産業振興課</p>

<p>2 多量排出事業者をはじめとした事業所への訪問調査等を通じた提案、指導等の実施</p> <p>事業系ごみの適正処理、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用及びこれらの徹底を前提とした枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換について提案、指導等を行います。</p> <p>多量排出事業者については、その事業所ごとのごみ量の推移を把握し、ごみの排出状況に応じた分別や資源化を指導し、排出抑制を促進します。</p> <p>小規模事業者に対する適正処理の啓発を継続するとともに、個別指導を実施し、ごみの排出抑制を推進します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 収集運搬許可業者に対する検査・指導の実施</p> <p>事業系ごみの収集運搬許可業者を対象に、共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して実施する展開検査を強化し、適正排出の徹底を図ります。</p>	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市 環境衛生組合 環境資源対策課</p>
<p>4 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し</p> <p>事業系一般廃棄物処理手数料について秦野市伊勢原市環境衛生組合及び伊勢原市と協議します。</p>	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市 環境衛生組合 環境資源対策課</p>

5 新たな3R+Renewableの施策の検討・研究

<p>具体的取組</p>	<p>関係部署等</p>
<p>1 製品プラスチックの資源化の検討</p> <p>製品プラスチックの資源化に向けて収集体制及び中間処理方法を検討します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>2 紙おむつの資源化の研究</p> <p>紙おむつの資源化について研究します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

第2節 方針2に関する施策

1 1 施設での安定的な可燃ごみ処理

具体的取組	関係部署等
<p>1 分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進</p> <p>① 分別の徹底 分別ガイド、分別カレンダー等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底を呼びかけます。</p> <p>② 生ごみの減量 食品ロスの削減、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど家庭での減量・資源化の促進、生ごみ持ち寄り農園事業の実施などにより減量を図ります。</p> <p>③ 事業系ごみの減量 事業所への訪問調査等を通じた提案・指導の実施、展開検査を実施、優良事例の周知などにより減量を図ります。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>2 圏外搬出による焼却対象量の減量施策の推進</p> <p>令和5年度末までに伊勢原清掃工場90t/日焼却施設を稼働停止して経費の節減を図るとともに、安定的な可燃ごみ処理を確保するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合において、本市分及び伊勢原市分の合計で令和5年度に最大1,350t、6年度に最大675tの可燃ごみを圏外搬出し、資源化を図ります。</p>	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 圏外搬出先事業者 圏外搬出先自治体 環境資源対策課</p>

○ 1 施設体制へ移行する時期について

平成28年度の本計画策定時は、令和7年度末までに伊勢原清掃工場90t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設体制への移行を図ることとしていました。

しかし、焼却対象量は計画より順調に減っていることから、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議の上、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設にかかる維持管理経費等を削減するため、秦野市及び伊勢原市における可燃ごみの減量施策や、秦野市伊勢原市環境衛生組合における焼却対象量の減量施策を一層推進することで、令和5年度末までにはだのクリーンセンター1施設体制への移行を図ることとします。

○有料化の導入に向けた検討について

平成28年度の本計画策定時は、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制へ移行するため、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まなかった場合には家庭系可燃ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしていました。しかし、令和3年度までに計画より順調に減量が図られていることから、現時点では有料化の導入の検討は行わないものとします。

また、ごみの発生抑制や分別の徹底に積極的に取り組んでいる市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保といった課題も踏まえ、将来的な家庭系可燃ごみ有料化の導入について研究を進めます。

2 効率的な事業運営

具体的取組	関係部署等
<p>1 人口減少に応じた収集場所の最適化</p> <p>人口減少の進行による収集場所の統廃合の必要性和高齢化の進行による身近な収集場所の必要性を考慮し、地域の実態に応じた収集場所の最適化を進めます。</p>	環境資源対策課
<p>2 収集品目、収集体制、処理方法等の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集品目ごとのごみ量の変化に応じた収集体制、処理方法等を整備します。 ・ 市が直営で行っている可燃ごみ等の収集業務について、民間活力の導入により、収集業務に係る経費の節減を図ります。 	環境資源対策課
<p>3 一部地域での夜間戸別収集</p> <p>可燃ごみの夜間戸別収集については、駅周辺的美観保持、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上等、地域の特性を十分に考慮し、その必要性について検討します。</p>	環境資源対策課

3 ごみ処理手数料の見直し

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみ処理手数料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理手数料の見直しに向け、秦野市伊勢原市環境衛生組合及び伊勢原市と協議します。 ・ 粗大ごみについては、本市の条例により定めている手数料（市の指定施設への直接持ち込みの場合1個300円、市が収集する場合1個650円）について、数量や大きさ等により手数料の見直しを図ります。 	伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境資源対策課

4 カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した 廃棄物処理

具体的取組	関係部署等
<p>1 180 t /日焼却施設、90 t /日焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原清掃工場90 t /日焼却施設は、可燃ごみの減量・資源化施策をより一層推進し、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携し、令和5年度末までに稼働停止を図ります。 ・伊勢原清掃工場180 t /日焼却施設は、周辺環境に影響のないよう秦野市伊勢原市環境衛生組合において適正な解体計画や、跡地活用の検討を進めます。 ・伊勢原清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設の再整備については、秦野市伊勢原市環境衛生組合において将来のごみ量・ごみ質や立地条件などを総合的に勘案した上で検討します。 	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境資源対策課</p>
<p>2 市が使用する車両における低公害車の使用継続</p> <p>市が使用する車両において、低公害車の使用を継続します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 委託事業者が使用する車両における低公害車の導入促進</p> <p>委託事業者の使用する車両における低公害車の導入を促します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>4 許可業者が使用する車両における低公害車の使用推奨</p> <p>許可業者の使用する車両における低公害車の使用を推奨します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

5 処理困難物の適正な処理ルートの確保及び不適正処理対策

具体的取組	関係部署等
<p>1 適正処理困難物の処理ルートの確保</p> <p>秦野市伊勢原市環境衛生組合及び伊勢原市と連携して、適正処理困難物の処理ルートを確保します。</p>	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境資源対策課</p>
<p>2 ごみ出しルールの徹底及び適正処理困難物を扱える事業者等の紹介</p> <p>適正処理困難物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底するとともに、適正処理困難物を扱える事業者等を周知します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 ごみと資源の持ち去り対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源の持ち去り禁止を周知します。 ・警察と連携したパトロール及び指導を実施します。 ・市民に持ち去り行為の情報提供を呼びかけます。 	<p>秦野警察署 環境資源対策課</p>
<p>4 屋外焼却の禁止の周知及び関係機関と連携した適切な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の屋外焼却の定義、法律で禁止されていること、禁止の理由について、周知します。 ・法律上、廃棄物の屋外焼却と定義されない行為や市民からの苦情に対して、関係部署等と連携して適切な指導を行います。 	<p>環境資源対策課 生活環境課 消防本部予防課 秦野警察署</p>

6 最終処分先の確保

具体的取組	関係部署等
<p>1 令和6年度以降の最終処分について</p> <p>栗原一般廃棄物最終処分場は令和5年度末が埋立期限となっています。令和6年度以降の焼却灰等の処理処分については、秦野市伊勢原市環境衛生組合において圏外の民間施設で資源化処理や埋立処分を進めていきます。</p>	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境資源対策課</p>

第3節 方針3に関する施策

1 ポイ捨てや不法投棄の未然防止

具体的取組	関係部署等
<p>1 駅前などの環境美化重点地区の巡回強化</p> <p>各施設管理者と連携し、環境美化指導員による駅前などの環境美化重点地区の巡回を強化します。</p>	<p>建設総務課 公園課 国県事業推進課 環境資源対策課</p>
<p>2 不法投棄防止（不法投棄させない環境づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や警察と連携し、不法投棄が多い箇所を定期的にパトロールして状況を確認します。 ・ 不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会により、市民・事業者・行政が一体となった実践活動に取り組みます。 ・ 不法投棄が頻発する場所への防護柵や監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。 ・ さらにポイ捨てや不法投棄の誘発防止のため速やかにごみを撤去します。 ・ 不法投棄に関する市民からの通報について、スマートフォン等から手軽に通報できる市公式LINEアカウントの周知を進めるとともに、より迅速な対応がとれるように関係機関との連携を強化します。 	<p>神奈川県 環境共生課 環境資源対策課 観光振興課 建設総務課 公園課</p>
<p>3 飲料用空き容器回収ボックス設置の促進</p> <p>販売店等に対し、飲料用の空容器回収箱の設置を求め、飲料用の空容器の散乱を防止します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

2 地域美化

具体的取組	関係部署等
<p>1 市内一斉美化清掃など地域美化活動</p> <p>市内一斉美化清掃、ごみゼロクリーンキャンペーンなど、自治会をはじめ地域と一体となった美化活動を展開します。</p> <p>また、事業者、学校・大学等にも敷地周辺の美化清掃を促し、地域と一体となった美化活動を呼びかけます。</p>	<p>建設総務課 公園課 国県事業推進課 環境資源対策課</p>
<p>2 清掃ボランティアの支援</p> <p>道路アダプト制度や公園里親制度と連携し、清掃ボランティアを支援します。</p>	<p>建設総務課 公園課 環境資源対策課</p>

3 ごみ出しが難しい方の支援

具体的取組	関係部署等
<p>1 ほほえみ収集</p> <p>収集場所にごみを排出することが困難な高齢世帯等に対し、戸別収集を引き続き実施します。今後は、高齢者の増加等に伴い、利用世帯の増加が予想されるため、福祉の関係部署と連携し、より市民のニーズにあった制度の構築に努めます。</p>	高齢介護課 障害福祉課 環境資源対策課
<p>2 遺品整理に関する情報提供</p> <p>遺品整理の手続きについて「おくやみハンドブック」等で周知します。</p>	戸籍住民課 環境資源対策課
<p>3 ごみと資源の分け方・出し方の多言語対応及び周知</p> <p>ごみと資源の分け方・出し方について、分別カレンダーやごみ分別促進アプリにより多言語で周知します。</p>	市民相談人権課 環境資源対策課

第4節 方針4に関する施策

1 市民との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみの発生抑制</p> <p>マイバッグ、マイボトルの活用、使い捨て製品の使用抑制、過剰包装の辞退・簡易包装の選択、食品ロス削減等呼びかけます。【一部再掲】</p>	<p>市民相談人権課 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>2 再使用の実施</p> <p>必要に応じて修繕し、再使用することで、物を長く大切に使うよう呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>3 分別の徹底【再掲（分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進）】</p> <p>分別ガイド、分別カレンダー等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底を呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境資源対策課</p>
<p>4 収集場所の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集場所を清潔に保つため、ごみ出しルールへの順守や清掃等呼びかけます。 ・排出禁止物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底します。 ・管理の行き届いていない収集場所について、指導・啓発します。 	<p>環境資源対策課</p>
<p>5 集団資源回収への参加</p> <p>資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、広報紙やごみ減量通信等により集団資源回収への参加を促進します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

2 自治会との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 廃棄物減量活動等交付金制度の見直し</p> <p>自治会に廃棄物減量等推進活動交付金を交付し、収集場所の清潔保持や分別に関する啓発など自治会の廃棄物減量等推進活動を支援します。</p> <p>また、より効果的な支援となるよう、交付金の運用方法について調査、研究を進めます。</p>	環境資源対策課
<p>2 市内一斉美化清掃など地域美化活動【再掲】</p> <p>市内一斉美化清掃、ごみゼロクリーンキャンペーンなど、地域と一体となった美化活動を展開します。</p>	環境資源対策課
<p>3 集団資源回収の実施【再掲】<small>第4節1「集団資源回収への参加」</small></p> <p>資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、奨励金を支給するなど支援し、集団資源回収の実施を促進します。</p>	環境資源対策課

3 事業者との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 3R+Renewable への事業活動の転換</p> <p>ごみの発生を抑えた製品の製造・販売、再使用の実施、ごみの資源化及び再生利用の推進、枯渇性資源から再生材や再生可能資源への切替えなど、“3R+Renewable” への事業活動の転換を促進します。</p>	環境資源対策課 産業振興課
<p>2 食品ロスの削減・食品リサイクルの推進【一部再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品関連事業者が生産、製造、販売等の各段階で発生している食品ロスの削減を呼びかけるとともに、手前取り（てまえどり）の推奨、見切り品、量り売りの導入など、事業活動の転換を促します。 市が行うフードバンク活動（はだのにここフードマーケット）への協力を呼びかけます。また、食品を提供する事業者と食品を必要としている団体（社会福祉協議会、みんなの食堂等）との連絡調整を行います。 食品廃棄物となった場合は食品リサイクルに取り組むよう促します。 市民へのキエーロの周知を図りつつ、事業系ごみの減量を目的とし、事業者を対象としたキエーロモニター制度への参加を呼びかけます。 	地域共生推進課 生活援護課 子育て総務課 環境資源対策課 産業振興課 農業振興課 観光振興課

<p>3 店頭での資源回収協力 スーパーなどの小売店を資源物回収協力店として周知し、市民が資源物を出せる機会を増やします。</p>	環境資源対策課
<p>4 地域美化活動 ・販売店等に対し、飲料用の空容器回収箱の設置を求め、飲料用の空容器の散乱を防止します。【再掲】 ・事業者にも事業所周辺の美化清掃を促し、地域と一体となった美化活動を呼びかけます。【再掲】</p>	環境資源対策課
<p>5 不動産管理業者における収集場所の管理 入居者への分別ルールの周知について連携するとともに、集合住宅等の収集場所については、管理責任を明確化し、適正利用を指導します。</p>	環境資源対策課
<p>6 災害対応 民間事業者等と調整し、災害廃棄物処理の連携、協力体制を整備します。</p>	環境資源対策課

4 学校・大学等との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 共同でのコンテンツ作成 学校・大学等と共同してごみと資源に関する市民・事業者の意識を高めるコンテンツを作成する。</p>	環境資源対策課
<p>2 学生への分別ルールの周知協力 学校・大学等と連携し、市内に居住する学生への分別ルールの周知を行う。</p>	環境資源対策課
<p>3 実習でのキエーロ作成 学校・大学等との連携によりキエーロを作成し、ごみ減量に向けた啓発に使用する。</p>	環境資源対策課
<p>4 地域美化活動 ・通学路や敷地周辺の美化清掃を促します。 ・地域と一体となった美化活動を呼びかけます。【再掲】</p>	環境資源対策課

5 国、県、他自治体等の連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市及び伊勢原市が経費を分担し、秦野市伊勢原市環境衛生組合において安定的な中間処理・最終処分を行う。 ・可燃ごみ焼却体制の1施設化に向けて、本市及び伊勢原市で可燃ごみ減量・資源化に取り組むとともに、秦野市伊勢原市環境衛生組合でも資源化施策を実施する。 	<p>伊勢原市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 環境資源対策課</p>
<p>2 食品ロス削減の県内一斉広報</p> <p>神奈川県が実施する食品ロス削減の県内一斉広報に合わせて、市内でも広報を行います。</p>	<p>神奈川県 環境資源対策課</p>
<p>3 不法投棄防止パトロール【再掲】</p> <p>県や警察と連携し、不法投棄が多い箇所を定期的にパトロールし、状況等の確認を行います。</p>	<p>神奈川県 秦野警察署 環境資源対策課</p>
<p>4 災害協定【再掲】</p> <p>他自治体及び民間事業者と連携し、迅速に災害廃棄物を処理する体制を整備します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>5 国、県等への各種要望</p> <p>国、県等に、各種協議会や関係市町村とともに、法整備、支援等について要望を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①製造業者が、製品の設計段階からその製品が廃棄物になるまでのすべての過程において、環境への影響を十分に考慮した製品づくりを行うよう要望します。 ②飲料容器のデポジット制度の導入やリターナブル容器の普及について、業界団体に働きかけるよう要望します。 ③玩具等容器包装以外のプラスチック製品については、製造する事業者が、市町村とともに、リサイクルにかかる費用を負担する仕組み及び安定した処理ルートを確立するよう要望します。 ④家電4品目について、リサイクル料金を後払い制から前払い制にするよう要望します。 ⑤適正処理困難物の回収ルートの早期確立について、関係自治体との連携のもとに要望します。 ⑥排出禁止物及び適正処理困難物については、事業者に対して適正処理が困難とならない製品づくりや適正処理方法に関する情報提供及び下取り等回収の徹底 	<p>環境資源対策課</p>

を要請していきます。

- ⑦超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量の増加が見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行う等、資源化の促進に向けた措置を講じることを要望します。

第5節 方針5に関する施策

情報共有、気づきや学びの場づくり

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみと資源に関する情報発信</p> <p>循環型社会の実現及び安定的なごみ処理のため、本市のごみと資源の現状・目指す状態、分別ルール、生活や事業活動の中で実施できる取組み例などを分かりやすく示し、広く情報発信を行います。</p>	環境資源対策課
<p>2 出前講座、施設見学会</p> <p>ごみと資源に関する学びの機会として、出前講座や施設見学会を行います。</p>	秦野市伊勢原市 環境衛生組合 環境資源対策課
<p>3 「エコスクール」「ごみの話」等の実施</p> <p>ごみと資源に対する子どもの関心を高めるため、学校等における環境学習支援事業「はだのエコスクール」の中で、キャラクター等を活用し、分別によりごみが減ることを分かりやすく伝えます。</p> <p>また、日々の生活から出るごみや資源の行方と環境への関心を高めるため、小学校4年生を対象に「ごみの話」や収集車を使った体験学習を行います。</p>	環境共生課 教育総務課 （各小学校） 環境資源対策課
<p>4 市民などが持つ情報を共有し、多様な主体が気づき合い、学び合う場を設ける</p> <p>ごみの減量、資源化に向けた市民、事業者、自治会などの取組みや課題を紹介し、共有することで、それぞれが生活や事業活動を通じて、循環型社会の実現や安定的なごみ処理に向けて主体的に実践する風土を醸成します。</p>	環境資源対策課

第6節 方針6に関する施策

1 新型コロナウイルス対応

具体的取組	関係部署等
<p>1 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理業務の従事者が感染した場合の事業継続方法を整理します。 ・必要に応じて自宅療養者等の可燃ごみ収集を行います。 	環境資源対策課
<p>2 新型コロナウイルス感染症自宅療養者のマスク等の適正処理の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理作業での感染を防止するため、家庭でのマスク等の適正な捨て方を周知します。 	環境資源対策課

2 災害対応

具体的取組	関係部署等
<p>1 災害廃棄物等処理計画及び同初動対応マニュアルの見直し</p> <p>国の方針や市地域防災計画等を踏まえ、適宜見直しを行います。</p>	伊勢原市 秦野市伊勢原市 環境衛生組合 防災課 環境資源対策課
<p>2 市民・事業者への周知</p> <p>平時から、排出方法や仮置場の設置、分別の区分などについて周知し、災害に備えます。</p>	
<p>3 訓練の実施</p> <p>災害発生時に職員が迅速に初動対応できるよう、平時から継続的に訓練を行います。</p>	
<p>4 関係機関との連携</p> <p>国、県、他自治体及び民間事業者等と調整し、災害廃棄物処理の連携、協力体制を整備します。【一部再掲】</p>	

第 6 章 計画の実現に向けて

第 1 節 基本計画の進行管理の実施

目標達成のため、事業の着実な推進と進行管理を行います。

中間目標年度の前年度（令和 7 年度）には目標の達成状況や施策の成果についてふり返しを行い、伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議の上、改定スケジュールや改定に当たっての重要事項を確認します。

中間目標年度（令和 8 年度）には秦野市廃棄物対策審議会への意見聴取を経て改定するものとします。

また、その他重要事項を変更する場合など必要に応じて適宜見直しを行います。

第 2 節 ごみ処理広域化への対応

引き続き、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合との処理体制を継続していきます。

資 料 編

略



秦野市ごみ処理基本計画

(平成29年度～令和13年度)

令和4年3月 発行

編集・発行：秦野市環境産業部環境資源対策課

〒257-0024

神奈川県秦野市名古木 409 番地

Tel : 0463(82)4401 Fax : 0463(84)6744

E-mail : k-sigen@city.hadano.kanagawa.jp